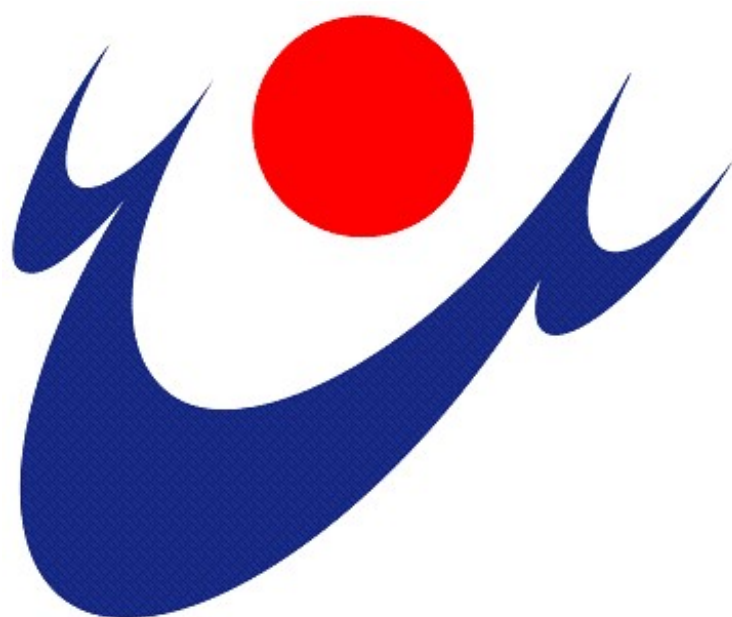


日置市過疎地域持続的発展計画
(令和3年度～令和7年度)



鹿児島県日置市

目次

第1章	基本的な事項	1
1	本市の概況	1
2	人口及び産業の推移と動向	3
3	行財政の状況	6
4	地域の持続的発展の基本方針	8
5	地域の持続的発展のための基本目標	9
6	計画の達成状況の評価に関する事項	9
7	計画期間	9
8	公共施設等総合管理計画との整合	9
第2章	移住・定住・地域間交流の促進及び人材育成	10
1	現況と問題点	10
2	その対策	10
3	計画	11
第3章	産業の振興	13
1	現況と問題点	13
2	その対策	17
3	計画	20
4	産業振興促進事項	23
5	公共施設等総合管理計画等との整合	23
第4章	地域における情報化	24
1	現況と問題点	24
2	その対策	24
第5章	交通施設の整備及び交通手段の確保	24
1	現況と問題点	24
2	その対策	26
3	計画	26
4	公共施設等総合管理計画等との整合	29
第6章	生活環境の整備	29
1	現況と問題点	29
2	その対策	31
3	計画	32
4	公共施設等総合管理計画等との整合	34

第7章	子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進—	34
1	現況と問題点	34
2	その対策	36
3	計画	37
4	公共施設等総合管理計画等との整合	38
第8章	医療の確保	39
1	現況と問題点	39
2	その対策	39
第9章	教育の振興	39
1	現況と問題点	39
2	その対策	41
3	計画	42
4	公共施設等総合管理計画等との整合	43
第10章	集落の整備	44
1	現況と問題点	44
2	その対策	44
3	計画	44
第11章	地域文化の振興等	45
1	現況と問題点	45
2	その対策	46
3	計画	46
第12章	再生可能エネルギーの利用の推進	47
1	現況と問題点	47
2	その対策	47
第13章	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	47
1	現況と問題点	47
2	その対策	48

第1章 基本的な事項

1 本市の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

本市は鹿児島県の西部、薩摩半島の中西部に位置し、東は県都鹿児島市、南は南さつま市、北はいちき串木野市と薩摩川内市にそれぞれ隣接し、西は東シナ海に面している。

地勢は、東側が山地、西側が海岸平野で形成され、川が東から西へと流れている。気候は、東シナ海に面した地域は比較的温暖であるが、内陸部では気温がやや低い。

市全体の面積は253.01km²、このうち過疎地域（東市来地域・日吉地域・吹上地域）は197.18km²（平成27年数値）で、市全体の約78%を占めている。

イ 歴史的条件

伊集院地域は、明治22年市町村制の施行に伴い、中伊集院村が発足し、大正11年4月に伊集院町となった。昭和31年9月には町村合併促進法により、下伊集院村の一部を編入している。

東市来地域は、明治22年市町村制の施行に伴い、市来郷から分離し、東市来村となり、昭和12年に東市来町となった。昭和31年9月には町村合併促進法により、下伊集院村の一部を編入している。

日吉地域は、明治22年市町村制の施行に伴い、日置村と吉利村が発足し、昭和30年4月に町村合併促進法により、日置村と吉利村が合併して日吉町となった。昭和31年9月には町村合併促進法により、下伊集院村の一部を編入している。

吹上地域は、明治22年市町村制の施行に伴い、伊作村と永吉村が発足し、大正11年4月に伊作村は伊作町となった。昭和30年4月に町村合併促進法により、伊作町と永吉村が合併して吹上町となった。

平成17年5月1日には、東市来町、伊集院町、日吉町及び吹上町が合併し、「日置市」となった。

ウ 社会的条件

本市は県都鹿児島市に隣接しており、日常生活において鹿児島市と関連の深い生活圏を形成してきている。

東西に国道3号、南北に国道270号の主要路線が走り、これらを軸に日常生活や産業活動に不可欠な主要地方道など広域的な道路が整備されてきたほか、南九州西回り自動車道の整備が進められ、市内には伊集院及び美山インターチェンジが開設されている。

交通機関については、鉄道網として、JR鹿児島本線が国道3号と平行して走り、市内に伊集院駅・東市来駅・湯之元駅の3駅を有している。

また、バス路線としては、民間バス事業者が鹿児島市方面と市内各方面の主要幹線で運行している。

エ 経済的条件

本市の過疎地域の基幹産業は、長年にわたり農業を中心とする第1次産業であり、都市近郊農業や永吉ダム・灌がい排水施設等を利用した水利用型農業など、地域の特性を生かした農業を推進するとともに、畜産の環境対策に対する支援や耕種農家との連携を図りながら環境保全型農業を進めてきた。しかし、農家の高齢化や就農者の減少が進行し、現在では第2次産業、第3次産業へと推移している。

また、県都鹿児島市との隣接地という立地条件を生かしながら工業団地を整備し、企業進出があり雇用の場はあるが、一方で鹿児島市への通勤者も多い。

(2) 過疎の状況

本市の過疎地域の人口は、昭和35年に49,966人であったものが年々減少、特に昭和40年代にかけては高度経済成長下における都市部への急激な人口流出が続き、過疎化が進んだ。

昭和45年に日吉地域と吹上地域が過疎地域対策緊急措置法による過疎指定を受け、昭和55年に東市来地域が過疎地域振興特別法による過疎指定を受けて以来、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、産業の振興、地域における情報化、交通施設の整備、生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者福祉等の充実、教育文化の振興、集落の整備など総合的かつ計画的に施策を講じてきた。

こうした対策により、公共施設等の整備水準は着実に向上し、大きな効果があったが、本市において高等学校等教育機関が少ないことや、希望する職種、条件の雇用の場がないこと等から、若年層を中心とした人口流出は依然として続き、労働人口の低下や、地域社会の活力低下につながっている。

また、人口減少、少子高齢化の状況は続くものと予測され、若年層が定住できるような環境整備や人口増加に転じる魅力あるまちづくりが必要である。

(3) 社会経済的発展の方向の概要

本市は、県都鹿児島市に隣接し、経済、社会、文化及び住民生活等において密接な関係を有しており、その中で、交通通信体系の整備、土地利用の効率化、地域資源の開発など豊かな環境づくりを目指す。

農業は、生産性の高い農業を推進するため、農業基盤の整備や広域的な産業振興道路等の整備促進に努め、鹿児島市近郊という立地条件を生かして都市近郊型農業の推進や都市農村交流事業を進めるほか、消費者の安心安全志向に応えるため、環境保全型農業への取組や6次産業化による高付

加価値化を積極的に推進する。

また、企業誘致を積極的に推進し、雇用機会の増大を図るとともに、地場産業や伝統産業の発展を支援していく。さらに、海や山といった豊かな自然環境や地域資源を生かした観光開発を図るとともに、農林水産業と連携した観光、地域が一体となった広域的な観光を推進する。

今般の新型コロナウイルスが与えた社会経済の変化を踏まえ、社会・経済的基盤の条件整備を進めながら地域間交流等を積極的に推進することにより、人口減に伴う購買力を補う都市住民との交流人口を増加させるとともに、民間活力を取り入れた新たな施策を講じる必要がある。

また、地域の持続的発展については、地区振興計画の策定と推進を通して、市民自らが地域の課題に向き合い、課題解決に向けた主体的な取組を支援し、行政運営に市民が主体的に参画する仕組みづくりや市民が主役となるまちづくり、将来を担うリーダー人材育成を進める。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

国勢調査による人口増減率（平成17年から平成27年まで）をみると、本市過疎地域は13.1%減少し、本市全体で6%減少している。昭和50年以前に比べると人口減少は鈍化しているが、年齢階層別の推移をみると、特に0歳～14歳の年少人口及び15歳～29歳の若年者人口の減少率が大きい。

今後も少子高齢化が続くものと予測されるが、人口ビジョンに基づく人口の見通しでは、年少人口（0歳～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）の緩やかな上昇により、高齢者人口（65歳以上）比率が抑えられる見込みとなっている。

表1-1 (1) 人口の推移（国勢調査） 【過疎地域】

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 49,966	人 35,217	% △29.5	人 31,422	% △10.8	人 28,361	% △9.7	人 24,656	% △13.1
0歳～14歳	18,259	7,202	△60.6	5,101	△29.2	3,331	△34.7	2,699	△19.0
15歳～64歳	26,811	21,808	△18.7	18,116	△16.9	15,293	△15.6	12,525	△18.1
うち15歳～29歳 (a)	7,609	6,250	△17.9	4,253	△32.0	3,879	△8.8	2,729	△29.6
65歳以上 (b)	4,896	6,207	26.8	8,205	32.2	9,737	18.7	9,387	△3.6
(a) / 総数 若年者比率	15.2%	17.7%	—	13.5%	—	13.7%	—	11.1%	—
(b) / 総数 高齢者比率	9.8%	17.6%	—	26.1%	—	34.3%	—	38.1%	—

表1-1 (2) 人口の推移 (国勢調査)

【市全体】

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 67,756	人 52,250	% △22.9	人 52,675	% 0.5	人 52,411	% △0.5	人 49,249	% △6.0
0歳～14歳	24,555	11,200	△54.4	9,688	△0.1	7,205	△25.6	6,341	△12.0
15歳～64歳	36,825	32,761	△11.0	31,642	△3.4	30,595	△3.3	26,909	△12.0
10,952	9,782	△10.7	8,066	△17.5	8,074	0.1	6,126	△24.1	△29.6
65歳以上 (b)	6,376	8,289	30%	11,337	36.8	14,605	28.8	15,569	6.6
(a) / 総数 若年者比率	16.2%	18.7%	—	15.3%	—	15.4%	—	12.4%	—
(b) / 総数 高齢者比率	9.4%	15.9%	—	21.5%	—	27.9%	—	31.6%	—

表1-1 (3) 人口の見通し

【市全体】

	総人口	14歳以下		15～64歳		65歳以上	
		人口 (人)	割合	人口 (人)	割合	人口 (人)	割合
昭和35年	67,756	24,555	36.2%	36,825	54.4%	6,376	9.4%
昭和50年	52,250	11,200	21.4%	32,761	62.7%	8,289	15.9%
平成2年	52,675	9,688	18.4%	31,642	60.1%	11,337	21.5%
平成17年	52,411	7,205	13.7%	30,595	58.4%	14,605	27.9%
平成27年	49,249	6,341	12.9%	26,909	54.6%	15,569	31.6%
令和2年	47,644	6,368	13.4%	24,645	51.7%	16,631	34.9%
令和7年	45,981	6,230	13.6%	22,724	49.4%	17,027	37.0%
令和12年	44,239	5,940	13.4%	21,484	48.6%	16,815	38.0%
令和17年	42,412	5,781	13.6%	20,364	48.0%	16,267	38.4%
令和22年	40,580	5,609	13.8%	19,303	47.6%	15,668	38.6%
令和27年	38,691	5,438	14.1%	17,971	46.4%	15,282	39.5%
令和32年	36,902	5,342	14.5%	16,708	45.3%	14,852	40.2%
令和37年	35,381	5,360	15.1%	15,875	44.9%	14,146	40.0%
令和42年	33,999	5,384	15.8%	15,337	45.1%	13,278	39.1%
令和47年	32,679	5,386	16.5%	15,056	46.1%	12,237	37.4%

(2) 産業の推移と動向

国勢調査による産業別就業人口の割合（平成27年）は、本市過疎地域では、第1次産業 8.2%、第2次産業27.3%、第3次産業64.5%で、本市全体では、第1次産業 6.3%、第2次産業24.1%、第3次産業69.6%となっている。第1次産業が半数以上と大きな割合を占めていた昭和35年から高度経済成長期を経て産業別就業人口が大きく変化している。

今後の動向として、第1次産業については、担い手農家の確保等引き続き振興策を講じ、第2次産業及び第3次産業については、企業誘致等による就業機会を増やすことで、就業人口の維持・増加を図る。

表1-1 (4) 産業別就業人口の動向（国勢調査） 【過疎地域】

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 24,593	人 17,436	% △29.1	人 14,857	% △14.8	人 12,763	% △14.1	人 10,451	% △18.1
第1次産業 就業人口比率	% 70.4	% 41.5	—	% 24.1	—	% 15.2	—	% 8.2	—
第2次産業 就業人口比率	% 9.1	% 21.8	—	% 31.5	—	% 27.8	—	% 27.3	—
第3次産業 就業人口比率	% 20.5	% 36.6	—	% 44.4	—	% 57.0	—	% 64.5	—

表1-1 (5) 産業別就業人口の動向（国勢調査） 【市全体】

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 33,330	人 25,520	% △23.4	人 24,062	% △5.7	人 23,952	% △0.5	人 21,683	% △9.5
第1次産業 就業人口比率	% 69.3	% 37.3	—	% 18.7	—	% 11.4	—	% 6.3	—
第2次産業 就業人口比率	% 9.0	% 22.3	—	% 31.4	—	% 25.8	—	% 24.1	—
第3次産業 就業人口比率	% 21.7	% 40.3	—	% 49.9	—	% 62.8	—	% 69.6	—

3 行財政の状況

(1) 行政

本市では、厳しい財政状況と地方分権の進展により地方自治体の役割・責務が拡大する中、社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、組織機構や事務事業等の見直し、市債発行の抑制等による財政の健全化などに努め、一定の効果を上げてきた。

今後も限られた財源の中で、多様化する行政需要対応、効果的・効率的な行政運営の推進を図り、質の高い行政サービスの提供を目指し、引き続き行政改革を推進していくとともに、行政と地域の自治会、NPO、企業等が相互の信頼と合意のもとに連携し、それぞれが知恵を出し合い、役割を分担し、それぞれの責任を果たす「共生・協働」による活力ある地域社会づくりを目指す。

広域行政の面では、次の広域行政体の組織に加入している。

◆いちき串木野市・日置市衛生処理組合（いちき串木野市、日置市）

2市で構成される一部事務組合。し尿処理施設、火葬場の運営管理に関する事務を行う。

旧東市来町：し尿処理・火葬場 旧伊集院町・旧日吉町：火葬場

◆南薩地区衛生管理組合（南さつま市、南九州市、枕崎市、日置市）

4市で構成される一部事務組合。ごみ処理施設、し尿処理施設、火葬場の運営管理等に関する事務を行う。

旧吹上町：し尿処理・火葬場 旧伊集院町・旧日吉町：し尿処理

◆連携中枢都市圏（鹿児島市、いちき串木野市、姶良市、日置市）

鹿児島市を連携中枢都市とする連携中枢都市圏。地域の一体的かつ持続的な発展のための施策を展開している。

(2) 財政

令和元年度の日置市の財政状況は、財政力指数0.39、経常収支比率93.0%、実質公債費比率は5.8%、将来負担比率は25.9%となっている。

市税収入など大幅な伸びは期待できず、地方交付税制度などの見直しにより一般財源の減収が見込まれ、歳出においては、高齢者人口の増による社会保障費の増をはじめ、公共施設やインフラの老朽化など引き続き厳しい財政状況が続くことが予想される。

本市は財政の健全化を図るため、債権管理体制の強化や市有財産の有効活用など継続して自主財源の確保に努めるとともに、予算編成にあっては、国・県の補助事業や地方債の財源活用を行い、歳出予算平準化策など歳出抑制に努め、中長期的な視点で財政運営を行い、将来世代の負担を減らすなど、将来にわたって弾力的で足腰の強い、持続可能な行財政構造の構築を進めなければならない。

表 1 - 2 (1) 財政の状況 (単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額A	24,844,875	27,744,751	30,656,419
一般財源	14,954,815	15,266,693	14,658,561
国庫支出金	3,759,062	4,238,379	4,757,066
都道府県支出金	1,705,307	2,068,746	2,463,838
地方債	2,660,200	3,337,300	3,830,000
うち過疎対策事業債	229,400	300,300	320,100
その他	1,765,491	2,833,633	4,946,954
歳出総額B	23,726,811	26,760,024	29,121,205
義務的経費	12,194,213	12,465,849	13,407,280
投資的経費	3,944,853	5,555,351	6,207,379
うち普通建設事業	3,772,898	5,233,289	5,769,399
その他	7,337,441	8,257,053	9,060,129
過疎対策事業費	250,304	481,771	446,417
歳入歳出差引額C(A-B)	1,118,064	984,727	1,535,214
翌年度へ繰越すべき財源D	368,791	405,682	763,142
実質収支 C-D	749,273	579,045	772,072
財政力指数	0.38	0.37	0.39
公債費負担比率	20.8	17.3	16.5
実質公債費比率	13.1	7.9	5.8
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	85.8	87.8	93.0
将来負担比率	61.0	18.3	25.9
地方債現在高	32,400,009	29,733,331	31,658,012

(3) 主要公共施設等の整備状況

本市過疎地域の公共施設整備は、これまでの過疎対策、辺地総合整備計画や各種計画等によってその充実を図ってきた。

しかし、市町村道の改良率や水洗化率をみると、市全体に比べ低く、他の公共施設等とのバランスや地域の特性などに配慮しながら、引き続き各種計画に基づき計画的に整備を進め旧町間の格差是正を図る。

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況 【過疎地域】

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末	
市町村道	改良率 (%)	31.8	53.6	59.3	68.4	68.9
	舗装率 (%)	46.8	76.8	85.7	90.4	90.7
農道 延長 (m)	-	-	-	376,306	382,745	
耕地1ha当たり農道延長 (m)	63.5	62.2	76.7	131.1	133.3	
林道 延長 (m)	-	-	-	46,836	47,026	
林野1ha当たり林道延長 (m)	3.7	5.0	5.5	3.9	4.6	
水道普及率 (%)	70.7	88.1	94.7	96.6	97.3	
水洗化率 (%)	7.7	24.9	51.5	61.3	80.7	
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	9.8	15.5	17.6	20.7	20.7	

【市全体】

区 分		昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市町村道	改良率 (%)	36.0	54.4	60.9	73.0	73.9
	舗装率 (%)	44.1	71.8	80.6	89.8	90.3
農道 延長 (m)		-	-	-	468,494	477,528
耕地 1ha当たり農道延長 (m)		70.2	71.9	97.8	115.8	118.1
林道 延長 (m)		-	-	-	53,450	53,640
林野 1ha当たり林道延長 (m)		3.8	4.7	5.3	3.6	3.6
水道普及率 (%)		68.6	83.9	90.1	92.3	95.4
水洗化率 (%)		5.8	33.0	57.5	69.1	89.1
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)		-	-	-	20.1	19.8

4 地域の持続的発展の基本方針

本市では、人口減少や少子高齢化により、地域での担い手不足、コミュニティの維持存続が次第に困難になり、産業の萎縮と地域活力の低下が見込まれる。産業においても人手不足が深刻となり、また、新型コロナウイルス感染症の影響により一層地域経済の縮小が懸念される。

これまで、地域活性化のために過疎対策事業を積極的に推進し、地域を下支えする産業の振興、交通の確保、情報通信基盤の整備、生活環境の整備等を行い、本市中心地域と過疎地域の格差是正に取り組んできたが、依然として過疎化の進行が収まらない状況である。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大が都市への集中から地方への分散をもたらしており、過疎地域は高密度や集積のリスクを避けることができ、新たな付加価値を生む可能性がある。

日置市総合計画（以下「総合計画」という。）では、市民まちづくりアンケートにより市民ニーズを把握し、目指すべき今後の方向性について、将来都市像を「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち」として掲げ、地域資源を生かした交流・定住人口の増加、人の優しさと地域の温もりを感じながら、子どもから高齢者までだれもが笑顔で希望にあふれ、ともに助け合いの心を持って暮らせるまちづくりの推進を図っている。

また、日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）においては、少子高齢化を中心とする社会情勢を踏まえ、「働いてよし・住んでよし・訪ねてよし・ふれあいあふれてよし ひおき」を基本目標とし、人口減少対策として推進し、総合計画の重点施策として位置付け一体的に推進している。

本計画は、総合計画と方向性を一にした取組を土台として、新型コロナウイルスの社会経済的影響を踏まえ、社会基盤の整備や移住定住の取組をはじめ、サテライトオフィスによる新たな雇用の場の創出など都市から地方への潮流を念頭に置いた施策や、地域資源や地域の人材を生かした地域づくりを推進することで、過疎地域の自立促進へ向け、市民との共生・協働のもと持続可能な地域社会の形成及び地域活力の向上を図り、本市の発展に資する計画とする。

5 地域の持続的発展のための基本目標

人口に関する目標（第2期日置市人口ビジョン（令和2年4月策定））

ア 短期的目標：令和2年から10年後の令和12年

令和12年に人口規模約44,000人の維持を目指し、令和7年は約45,900人を目標とする。

毎年20組の子育て世帯（30代夫婦と子ども2人の4人家族）の移住・定住を促進する。

イ 長期的目標：平成27年から45年後の令和42年

合計特殊出生率（5年平均）を令和7年までに1.68へ、令和37年までに人口置換水準 2.1まで引き上げる。

6 計画の達成状況の評価に関する事項

産・官・学・金・労・言・地域・市民等の参画により構成される、日置市総合計画審議会において事業完了後の翌年度にPDCAサイクルによる評価検証を行うこととする。

7 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

本市においては、施設の老朽化、ニーズの変化、厳しい行財政環境といった課題に直面している。安全を確保し、福祉の向上を実現していくために、財源の確保が最重要課題となる。今後収入が増えることは見込めないため、公共施設の維持管理や公共サービスの提供に要しているコスト、将来見込まれるコストの削減をすることで必要な財源に充てていく。将来の財政負担を軽減・平準化していくために、総合的・長期的な視点での施設のマネジメントを行っていくことが重要である。

このことから、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくための基本方針として、(1)保有総数の縮小による将来更新負担額の軽減、(2)長寿命化の推進によるライフサイクルコストの軽減、(3)施設管理の効率化によるコストの削減、といった3項目を定め取り組んできた。

また、令和3年3月には、施設の状況を考慮し活用の方向性を検討するとともに、継続管理のための対策内容と優先順位付けにより予算の平準化を図り、計画的な施設保全を推進することを目的とした「公共施設活用計画及び個別施設計画」を策定した。その内容として、施設活用計画については、費用の発生要因となる施設数や建物面積の削減が必要になることから、収集した情報を用いて中長期的な施設活用の方向性を検討し施設の評価を行い、今後の管理方針を定めたものである。個別施設計画では、個別の維持管理コストの削減に努めるため、(1)メリハリのある施設管理、(2)施設の長期活用と保全費用の平準化、(3)日常点検の実施、(4)ライフサイクルコストの縮

減、といった4つの基本方針に基づき、10年間の計画期間で優先順位を付け、健全な維持管理コストの削減、予算の平準化を図っていくものである。

本計画においては、公共施設等総合計画との整合を図り、計画的な施設保全を推進することを目的とした公共施設活用計画及び個別施設計画に基づいた公共施設等の整備に取り組む。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進及び人材育成

1 現況と問題点

(1) 移住・定住・地域間交流の促進

少子高齢化等による人口減少や、若い世代が就職や進学を機会に市外・県外に転出していることなどから、本市過疎地域においても人口減少に歯止めがかからない状況となっているが、移住定住に係る補助金を活用し、平成30年度は17世帯53人、令和元年度は21世帯60人、令和2年度は22世帯63人が本市過疎地域へ移住し着実にその効果が表れており、引き続き移住・定住促進を図る必要がある。市内全域で空き家が増加しているが、住まいの確保として有効活用するため、居住可能な空き家については、移住者への斡旋等を推進する必要がある。

また、本市に関心のある方に、実際に地域を訪れて興味を持っていただくために、関係人口増加のための施策を推進し、移住・定住、空き家対策と一体的に展開する必要がある。

地域コミュニティについては、高齢化等による公共的課題の多様化により、負担が重くなっていくことが懸念される。市民一人ひとりが安心・安全に暮らせるコミュニティの維持のため、地区間の相互連携、広域的な取組が必要である。

(2) 人材育成

人口減少と高齢化の進展により、集落の維持・存続が大きな課題となり、集落の住民が直面する集落の問題を自らの課題として捉え、改善を図っていく必要がある。地域住民の現状や地域の実情を把握し、集落のあり方に関する話し合いを通じ必要な活性化対策を講じるために核となる人材の育成や、地域の中心となるリーダーの育成に取り組む必要がある。

地域住民の活力増進や心身両面の健康の保持・増進、さらには生きがいづくりを支援するため、地域で活躍する指導員やボランティアの人材育成や、メニューの充実に努め、あらゆる年代層が身近に学べる機会を提供する必要がある。

2 その対策

(1) 移住・定住・地域間交流の促進

少子高齢化が深刻な過疎地域を中心に移住・定住促進を図る。通常の移住時における支援に加え、子育て世帯の移住や住宅の新築等に伴う移住に

については引き続き補助金の上乗せ支給といった手厚い支援を行い、人口減少対策に努める。

住まいの確保としての空き家の有効活用について、居住可能な空き家を把握し、空き家バンクへの登録を進め活用を促進し、移住希望者への情報発信や斡旋を推進する。資産価値の低い空き家について、不動産業者や建築士といった専門家と協議することで地域全体として価値を高める仕組みづくりを検討する。

本市に訪れていただけるように、地域資源を生かした「モノ」から「コト」への体験型の商品を開発することで、他地域からの関係人口を創出する。

また、空き家流通促進と関係人口創出のための滞在場所づくりを同時に実施する施策を検討し、地域に継続的に関わる関係人口を増加させ、本市をフィールドに活躍してもらおう場・機会の増大を図る。

地域コミュニティについて、近隣地区が相互に連携し、地区の枠を超えた広域的な取組を支援し、人的環境等を相互に補完することで、新たな事業創出や現行事業に取り組み、拡大、維持、存続を図る。

(2) 人材育成

地域の実情把握や集落の住民自身が集落の現状と課題について見つめ直し、自らの課題として捉えるための集落点検、集落のあり方に関する話し合いの促進、集落の維持・活性化対策のために集落支援員を設置する。また、リーダー研修等の実施により、自治組織としての機能の維持・存続、地域の活性化に取り組む。

社会教育、社会体育に携わる指導者や地域のリーダーを養成するとともに、その資質や能力を高める。

また、自己の経験や学習の成果を活かしたい人と知識や情報を求めている人を結びつけるため、相談や地域学校協働活動等への登録ができるよう、各小・中・義務教育学校に推進員を配置し、コーディネート機能の充実に努める。

3 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1. 移住・定住・ 地域間交流の促進 及び人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	過疎地域移住定住促進事業 「具体的な事業内容」 市外から本市過疎地域へ移住 定住する一定の要件を満たす物 件取得者等に対し補助金を交付 する。 「事業の必要性」 転入者の増加と定住のため。	市

	<p>「見込まれる事業効果等」 本市の人口減少の緩和。</p>	
	<p>空き家改修事業 「具体的な事業内容」 築20年以上の空き家を居宅として使用するために改修する所有者等に対し補助金を交付する。 「事業の必要性」 定住促進と空き家バンク充実のため。 「見込まれる事業効果等」 移住・定住者の増加や環境・コミュニティの維持。</p>	市
	<p>第2次ネオ日置建設事業 「具体的な事業内容」 メタバース上に「もうひとつの日置⇒ネオ日置」を構築し、距離や時間の制約を受けない交流の場やEコマースなどの経済活動を行える場を整備する。 「事業の必要性」 関係人口の創出及び地域経済の活性化のため。 「見込まれる事業効果等」 人の往来に頼らない交流や経済活動への転換。</p>	市
	<p>ネオ日置とリアル日置「想い」の循環プロジェクト 「具体的な事業内容」 まちのコイン（地域通貨）導入により、メタバース上の「ネオ日置」とリアル「日置市」を有機的につなぎ、更なる関係人口創出の仕組みを構築する。 「事業の必要性」 関係人口の創出及び地域経済の活性化のため。 「見込まれる事業効果等」 仮想空間と現実世界の関係人口の循環。</p>	市
	<p>シン伝統文化継承事業「ネオ日置でツナグ無形・有形文化財プロジェクト」 「具体的な事業内容」 （無形文化財）メタバースを活用し太鼓踊りを3D化された踊り子たちと一緒に体験できる空間を設置。新しい手法による伝統文化の魅力発信を行い、関係人口の創出・深化を図るもの。伝統文化の継承・保存につなげることも目的としている。 （有形文化財）これまでネオ日置で蓄積してきた本市名所（有形文化財等）の3Dモデルを活用した「ワールド制作コンテスト」を開催し、関係人口を巻き込んだ「もうひとつの日</p>	市

		<p>置」づくりを行うもの。本コンテストにより、本市への注目度の向上と濃い関係人口が創出されると期待している。ワールド制作については、参加するクリエイターの自由度を最大限認めているため、創意工夫による魅力的な作品のエントリーが期待でき、ネオ日置の魅力向上を図るものである。</p> <p>「事業の必要性」 人口減少による「伝統文化の継承・保存」という地域課題に関係人口を巻き込み解決を図るもの。</p> <p>「見込まれる事業効果等」 関係人口の増加と深化により、地域の活性化が図れるとともに、伝統文化の継承・保存の新たな手法を見出すことができる。</p>	市
	その他	<p>地域学校協働活動推進員設置</p> <p>「具体的な事業内容」 市内各小・中・義務教育学校へ推進員の配置</p> <p>「事業の必要性」 地域と学校のパートナーシップの構築のため。</p> <p>「見込まれる事業効果等」 学校を核とした地域づくり。</p>	市

第3章 産業の振興

1 現況と問題点

(1) 農林水産業

本市の農林水産業は、豊かな気候風土のもとで、多彩な生産活動が行われ、重要な産業として本市の経済を支えているが、高齢化や後継者不足等による従業者数・作付面積の減少、有害鳥獣対策、食の多様化、食の安全に対する消費者意識の高まりなど農林水産業を取り巻く環境は厳しさを増している。農業、林業、水産業それぞれの経営基盤の強化を図るとともに、担い手の確保・育成を図ることが課題である。

また、農林水産物の消費拡大を図るためには、消費者等へ各生産現場が取り組む安心・安全な生産情報を迅速に届けることで生産物の付加価値を高め、ニーズに対応可能な産業に進化させていく必要がある。加えて、農林水産物等を組み合わせた新商品開発に取り組み、ブランド化し、認知されることで農林水産業全体の活性化を図る必要がある。

ア 農業

本市過疎地域の農業は、水稻を中心に畜産、園芸を組み合わせた複合経営が主体となっている。近年、農家戸数の減少や高齢化、後継者不足等による従業者数・作付面積の減少が進行している。また、有害鳥獣による被害、集落機能の維持困難、耕作放棄地の増加など農業・農村の多面的機能の低下が懸念されている。担い手農家の確保・育成や農地流動化による規模拡大、農作業の受委託の推進を図っているが、いまだ耕作放棄地が多い状況である。

新規就農対策としては、農業公社や農業担い手育成総合支援協議会などを中核とした新規就農支援や農業後継者支援を実施しており、一定の成果を上げている。

生産基盤の整備については、ほ場、農道、ダム、かんがい施設及び頭首工の整備を進めてきたが、基幹施設の老朽化が進んでいるものも多いため、施設の更新や長寿命化を図る必要がある。

また、畜産における環境対策として家畜排せつ物処理施設の整備を図ってきたが、老朽化が進んでいるものも多いため、生産機械の導入や飼料基盤整備などとあわせて環境対策を進め、効率的で安定した畜産環境づくりが必要である。

生産振興については、消費者の安心・安全志向に対応するため、環境保全型農業に取り組んでいるが、良質堆肥及びその製造施設の未整備等の課題がある。

加工施設については、農業構造改善センター、農村生活センター、農産物加工センターなどが各地域に整備されているが、施設によっては老朽化が進み修繕費が増大してきている。

販売施設については、江口蓬萊館をはじめ、こけけ特産品販売所、城の下物産館、吉利物産館、ひまわり館、かめまる館などが各地域に整備されている。

6次産業化として取り組んでいるオリーブについては、新規栽培者の伸び悩みや、花の開花時の天候等により収穫量に影響を受け、搾油量が少なく、日置市産オリーブを使用した品数が少ない状況である。オリーブオイルを活用した新商品の開発等によりオリーブ産業の振興を図る必要がある。

このほか、農村環境を生かした消費者との交流については、都市近郊という特色を生かし、観光農園や農産物直売所の整備を図ってきているが、新型コロナウイルスによる影響から、交流人口の減少が見られる。吹上浜や棚田などの自然景観、多様な伝統文化、温泉施設などの資源を生かし、新型コロナウイルス対策を図り、県外からの教育旅行の受入れやグリーン・ツーリズムの展開など、選んでもらえる地域となる施策により交流人口の増加と農村集落の活性化に努めていく必要がある。

イ 林業

本市過疎地域における森林面積は12,082ha（平成31年3月31日現在）であり、総面積19,725haの61.3%を占めている。

また、本市全体の森林面積は14,983haで、このうち、民有林が13,028haであり、約6割が人工林である。

近年、木質バイオマス発電に注目が集まりつつあり、県内でも発電所が建設されている。燃料用チップとしての木材需要の高まりが見込まれており、これまでの間伐主体の施業から皆伐主体の施業へ転換が進むと考えられる。森林の荒廃予防と持続可能な林業の確立のために伐採後に再造林を行うことや、林齢構造の平準化を図っていく必要がある。

一方で、林業経営体は小規模林家が多く、農業等との複合経営が主であり、担い手の確保、労働力の確保、経営の合理化等の面において課題が多い。

このため、所有者等が自ら管理出来ない森林については、意向があれば市に依頼を受け、更に市から民間の事業者にも再委託し、契約の期間内は管理を行う森林経営管理制度の充実を図る必要がある。

また、本市の森林は急峻な地形が多いため、災害等による林地崩壊や土砂流出に対して治山事業を活用し、家屋等の保全に努める必要がある。

ウ 水産業

本市の過疎地域では江口漁港、吹上漁港を基地とする沿岸漁業が中心である。吹上浜沿岸一体ではタイ、ヒラメ、コチ、サワラ等高級魚やアジ、カワハギ、キス、しらす、イカのほか、ツキヒガイなど貝類が水揚げされているものの、漁業生産量は減少傾向にある。

また、吹上漁港は河川を利用した漁港であるため、台風や季節風によって飛砂が航路に堆積するため、水深不足により漁船の航行に支障を来し、出漁機会の逸失が問題となっている。

これらに対して、種苗放流、藻場の維持・造成などによる漁場環境の改善に取り組みながら、航路確保のため浚渫等を行っている。

一方で、漁業経営体は小規模漁家が多く、高齢化が進んでおり、依然として後継者対策が必要な状況は続いている。

なお、江口蓬莱館では、地元で水揚げされる新鮮な魚介類や地元で生産される農林産物の販売等を行い、令和2年は年間約427,500人が訪れており、「生しらす」等新商品の開発も行われている。

(2) 企業誘致

雇用機会の拡大を図るために、各産業の集積を進めるとともに、起業支援や企業誘致に取り組む必要がある。

起業支援については、意欲ある人材が本市で起業したいという希望をかなえるための施策を引き続き実施し、また、創業した事業者が安定的に事業を維持・継続できるよう支援していく必要がある。

企業誘致については、東市来地域と吹上地域に工業団地を整備し、企業の立地を促進し、産業の振興と雇用の拡大を図るため、工場等立地促進補助金を交付したことにより、整備した工業団地は全ての区画において企業が進出した。

工業の発展や事業所の増加は、雇用面や経済面、地域活性化などに大きく寄与することから、現在操業中の事業者が成長・発展していくように、事業者間の連携を強化しつつ、さらなるフォロー体制を整える必要がある。

また、工業用水の確保や労働力の確保など企業誘致推進のための基盤整備に努める必要がある。

(3) 商工業

本市過疎地域の商業は、人口減少や事業主の高齢化による後継者不足、大型店との競合等に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、休業や廃業となるなど、取り巻く環境は大変厳しいものとなっている。そのため、引き続き、地元での購買力を高めること等を目的としたプレミアム付商品券の発行支援や本市の特色を生かしブランド確立を目指す新商品の開発支援、経営の安定を図ること等を目的とした制度資金利子補給補助・信用保証料補助、販路拡大等を目指した各種支援等のほか、各地域の状況や実情を踏まえた上での新たな支援策や取組を進める必要がある。

工業については、全国的な傾向と同様、本市においても工場等の撤退、閉鎖、縮小などが増えており、就業者が減少している。

また、現在、操業中の事業者が成長・発展し、事業者間の連携を強化できるよう、さらなるフォロー体制を整えるとともに、農林水産業の6次産業化など付加価値向上につながる食品加工業の振興に取り組む必要がある。

地場産業は、産業面のみならず、観光、交流、教育、文化など、様々な分野に影響力があることから、焼酎や薩摩焼等の地場産業のさらなる振興を図ることで、地域の活性化やにぎわいを生み出す必要がある。

(4) 情報通信産業

本市における情報通信産業については、企業参入が進んでいない現状がある。その背景として過疎地域等における情報通信基盤の整備状況による情報格差がひとつの要因と考えられるが、本市において、市内全域の光ファイバー網の整備を進め、地域における情報格差の解消を図ってきたところである。

今後の生活様式の変化に伴い、テレワークなどの取組が進められているが、新たな産業構造の創出として、時間と場所の制約を排除できる可能性が高い情報通信技術分野における情報通信産業の企業参入促進を図っていく必要がある。

(5) 観光又はレクリエーション

近年は自然志向及び健康志向の高まりに加えて、元気な高齢者の増加な

どを背景に、観るだけではなく、参加する、体験する、学ぶなどの幅広い観光ニーズが高まっている。

本市の過疎地域は、東シナ海に面し、良好な景観を有する吹上浜、サーフィンに適地とされる江口浜、湯之元温泉や吹上温泉、薩摩焼発祥の地である美山、せつぺとべや流鏑馬などの伝統行事等様々な地域資源が多数存在し、鹿児島市に隣接するという立地性の強みもあることから、観光面の振興が期待できる。このような状況の中で、自然資源の保護をはじめ、観光資源の整備やバスツアーなどを展開してきた。

また、日置市は戦国時代に活躍した島津義弘にゆかりの深い町であるという強みを生かし、戦国時代の島津家を軸とした観光施策を行ってきた。

引き続き本市の歴史的・地理的環境等の強みを生かした独自性や特色ある仕掛けで認知度を高め、個々の資源の価値を高めながら地域内の資源をつなぎ、周辺地域との広域的な連携も視野に入れた取組を行い、魅力ある観光地づくりから、移住・定住へとつながる対策を推進する必要がある。

また、本市はスポーツ施設が充実しており、スポーツ合宿先や大会開催地としての認知度が高いことから、スポーツを通じた観光・交流機会を充実させ、他地域資源と連携させながら、交流促進を図る必要がある。

2 その対策

(1) 農林水産業

ア 農業

農業については、都市近郊農業や永吉ダム等を利用した水利用型農業など、地域の条件を生かした農業を推進するとともに、畜産の環境対策に対する支援や耕種農家との連携を図りながら環境保全型農業を進める。

生産基盤については、耕作放棄地の解消などによる平野部での優良農地の確保や、総合整備事業等による生産基盤と生活環境基盤を一体的に整備するとともに、防災事業等による農業用施設の整備を推進する。

また、農地や農業用施設の保全管理や長寿命化に地域ぐるみで取り組む組織について支援する。

農業振興の支援体制については、農業公社による就農支援や農作業受委託等に加え、農業IoTの活用をはじめ、スマート農業の推進による省力化・技術継承を図り、新規作物の開拓・事業化や6次産業化による高付加価値化を推進する。

新規就農者の確保や後継者の確保・育成を図るとともに、認定農業者の確保や法人化に向けた支援を行いながら、研修農場等での試験栽培や県農業開発総合センターとの連携を強化する。

また、生産部会等の活動の促進により、農産物のブランド化を図るとともに、農業経営の効率化・健全化など、担い手農家の育成を推進する。

生産基盤の整備を図りながら、生産機能、防災・減災機能、環境保全機能など農村が有する多面的機能を維持し、充実させるために、地域と住民が主体性を発揮するとともに集落間での補完等による地域ぐるみの

保全活動に取り組む。

流通面では、情報通信技術の活用や流通業者との連携強化による産地直売体制の拡充など、多様な流通網の確立に努める一方で、産地直売施設の充実及びネットワーク化や給食事業との連携などを進め、地産地消の体制づくりを進める。

6次産業化として取り組んでいるオリーブについては、オリーブ事業の認知度向上を図るため、オリーブオイルと日置市産農林水産物等を組み合わせた新商品開発を行い、関係機関、事業者等と連携し、ブランド化や販路拡大を図る。

農村づくりについては、観光農園や貸し農園の整備、グリーン・ツーリズムの受入体制の確立など、都市に隣接する条件を生かした都市農村交流事業を推進するほか、女性の農業経営参画や農業関連活動への参画を促進する。

イ 林業

林業については、森林組合を中心に森林の保全・育成に努めるとともに、森林環境譲与税を財源とした新しい森林経営管理制度を基に、所有者の管理できない森林の間伐や、路網整備、施業の集約化を図るとともに、担い手の確保・育成に取り組む。

また、木材や竹を利用した加工製品の商品化や新たな特用林産物の導入を進め、生産性の向上を図る。

ウ 水産業

水産業については、種苗放流や藻場の維持・造成による漁場環境の改善に引き続き取り組み、漁業所得の向上を図り、将来を担う意欲的な人材確保を推進するとともに、海砂採取への対応や生活排水処理対策の推進など、海岸線及び水質の保全に総合的に取り組み、水産資源の保護・育成に努める。

また、漁港については、安全に長く利用しやすい漁港整備をはじめ、荷さばき施設の整備に努め、機能強化を図る。

(2) 企業誘致

魅力ある職場を生み出すために、産業の振興と雇用の増加を図るための補助制度や民間事業者と行政との連携による支援策により、地場産業の育成・強化を図る。

また、意欲ある人材が本市で起業したいという希望をかなえるために、創業支援セミナー等を引き続き実施し、維持・継続できるようフォローアップ体制の構築を図っていく。

地域経済の活性化及び地元雇用の推進を図るため、本市への進出を希望する事業者等への積極的なアプローチを行い、定着に向けた協力体制や事業者間の連携の強化を図る。企業立地促進補助制度や優遇制度の実施等に

より、市内外の事業者が工場等の新設等による事業拡大と雇用増加を図る際に立地しやすい環境づくりに努める。

また、新たな雇用創出として、設備投資に費用をかけずに企業誘致できるサテライトオフィスの設置を、空き家・空き店舗との組み合わせを工夫しながら検討し、新たな雇用創出や異なる産業間（人）をつなぐ地域循環の向上を目指す。

(3) 商工業

商業・サービス業については、大型店との連携を図りながら、地域に密着した商店街の活性化に向けた取組を支援する。また、地域に根付く産品や農作物等に磨きをかけ商品・サービスの競争力を高めるため、市内業者等による新商品開発や付加価値の向上、販路拡大に向けた取組や、小規模事業者等が経営を安定的に持続できるような取組を、日置市商工会や金融機関など関係機関と連携しながら支援する。また、各地域の状況や実情を踏まえた上での支援制度の充実など商業の振興を図る。

工業については、既存事業者に対するフォロー体制を充実するとともに異業種連携など事業者間での連携強化を図り、農林水産業と一体となり、オリーブをはじめとする6次産業化につながる取組を支援する。

地場産業の振興については、関連する産業の育成・誘致を推進し、サテライトオフィス設置の検討など産業群としてのすそ野が広がるよう取組を進める。

薩摩焼、焼酎などの地場産業については、各生産組合等との連携のもとで、販路開拓をはじめ、後継者の確保や育成を図る。また、地域資源を生かした特産品開発を促進するとともに地場産業の新分野への進出や新商品開発に対する支援を行うなど活力ある企業の育成を図る。

(4) 情報通信産業

超高速ブロードバンドをはじめとする情報通信基盤の安定した運用と地域間の情報格差の解消を継続して図り、過疎地域をはじめとする全ての地域において都市部と比較して遜色がない安定した通信を供給できることから、新たな産業の推進として、情報通信産業の企業参入促進を図る。

(5) 観光又はレクリエーション

個々の地域資源を磨きそれぞれをつないでいくために、企画力や行動力、リーダーシップ、情報発信力の強化が不可欠であることから、関係団体、事業者等との連携を強化し、観光・交流を担う人材の発掘・育成に取り組む。

市全体の地域資源やイベント等の取組を検討し、現在の観光ニーズの動向を踏まえ、地域資源の価値を見直し、貴重な資源である温泉の給湯設備改修等計画的に必要な整備を行い、複数の資源を連携させることで、魅力的な観光・交流メニューやルートづくりに取り組む。グリーン・ツーリズム

ムや観光PR武将隊プロジェクトにおける「戦国島津体験館よしとし軍議場」を拠点とした甲冑着付け体験・体験型イベントなど、体験型観光施策を実施する。

市内体育施設の利用促進及びスポーツを通じた観光・交流人口の拡大を図るため、スポーツ合宿やスポーツ大会等の誘致強化に取り組み、市内体育施設とその周辺施設の活用を検討しながら、地域資源を生かしたスポーツ観光を推進することで、滞在型交流人口の拡大を目指す。

3 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2. 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農村地域防災減災事業（農村災害対策整備） 吹上地区	県
		農村地域防災減災事業（農村災害対策整備） 東市来地区	県
		農村地域防災減災事業（農村災害対策整備） 日吉地区	県
		農村地域防災減災事業（河川応急）片鹿倉地区	県
		農村地域防災減災事業（河川応急）灰鶴地区	県
		農村地域防災減災事業（河川応急）寺田地区	県
		中山間地域総合整備事業 日置北部地区	県
		中山間地域総合整備事業 日置南部地区	県
		畑地帯総合整備事業 吉利地区	県
		畑地帯総合整備事業 吹上地区	県
		畑地帯総合整備事業 入来地区	県
		畑地帯総合整備事業 北山地区	県
		農業競争力強化農地整備事業 皆田地区	県
		農業競争力強化農地整備事業 下与倉地区	県
		農地中間管理機構関連農地整備事業 田代地区	県
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 吹上地区	県
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 永吉地区	県
		農業水路等長寿命化防災減災事業 東市来地区	県
		農業水路等長寿命化防災減災事業 日吉地区	県
		農業水路等長寿命化防災減災事業 吹上地区	県

	防災ダム整備事業 永吉地区	県
	農地耕作条件改善事業 永利地区	市
	農地耕作条件改善事業 和田地区	市
	農地耕作条件改善事業 花田地区	市
	農地耕作条件改善事業 伊作田地区	市
	農地耕作条件改善事業 扇住地区	市
	基盤整備促進事業 坊野地区	市
	農業・農村活性化推進施設等整備事業 日置地区	市
林業	林道整備事業（矢筈線）	市
	林道整備事業（見笠線）	市
	県費単独補助治山事業	市
	森林環境譲与税活用事業	市
水産業	江口漁港広域漁港整備（負担金）	県
	水産物供給基盤機能保全事業	市
	吹上漁港航路浚渫事業	市
(3) 経営近代化 施設 農業	活動火山周辺地域防災営農対策事業	生産組合等
	農業・農村活性化推進施設等整備事業	生産組合等
	経営体育成支援事業	認定農業者等
(10) 過疎地域持 続的発展特別 事業 商工業・6次 産業化	新規創業者スタートアップ支援事業費 補助金 「具体的な事業内容」 新規創業者に対して店舗改装費等 の補助金を交付する。 「事業の必要性」 創業のために要する負担の軽減を 図ることにより創業を促進するため。 「見込まれる事業効果等」 産業の振興及び地域経済の活性化。	市 市

		<p>特定創業者支援事業費補助金 「具体的な事業内容」 創業に必要なノウハウの習得を目的としたセミナー開催に対する補助金を交付する。 「事業の必要性」 創業の実現に向けた支援を図ることにより創業を促進するため。 「見込まれる事業効果等」 産業の振興及び地域経済の活性化。</p>	市
		<p>商品開発支援事業費補助金 「具体的な事業内容」 商品開発等に係る経費に対する補助金を交付する。 「事業の必要性」 本市の特色を活かした商品開発による販路拡大や新規開拓等を図るため。 「見込まれる事業効果等」 産業の振興及び地域経済の活性化。</p>	市
		<p>商工業制度資金利子補給補助金 「具体的な事業内容」 設備投資及び運転に係る制度資金借入者の利子に対して補助金を交付する。 「事業の必要性」 商工業者の経営の安定のため。 「見込まれる事業効果等」 商工業者の経営安定による産業の振興。</p>	市
		<p>商工業制度資金等信用保証料補助金 「具体的な事業内容」 県中小企業制度資金の融資を受ける際に負担した保証料に対して補助金を交付する。 「事業の必要性」 商工業者の経営の安定のため。 「見込まれる事業効果等」 商工業者の経営安定による産業の振興。</p>	市
	観光	<p>観光PR 武将隊プロジェクト 「具体的な事業内容」 日置市の対外的アプローチやPR活動を「ひおきPR 武将隊」による甲冑姿で行う。 「事業の必要性」 「戦国島津ゆかりの地」として日置市の認知度向上のため。 「見込まれる事業効果等」 観光による地域活性化を図り、多世代交流による関係人口の増加や誘客促進と地域経済の発展。</p>	市
		<p>周遊バスツアー事業 「具体的な事業内容」 旅行・観光関連従事者向けモニターツアーの実施。 「事業の必要性」</p>	市

		<p>今後の観光バスツアーの増加や新たな観光資源の開発のため。 「見込まれる事業効果等」 関係人口の増加や誘客促進と地域経済の発展。</p>	
	その他	<p>施設利用促進協会運営補助事業 「具体的な事業内容」 県内外のスポーツ関係者の合宿や大会の誘致を行う日置市施設利用促進協会へ補助金を交付する。 「事業の必要性」 市内体育施設の利用促進や交流人口の増加のため。 「見込まれる事業効果等」 スポーツ大会、合宿等の誘致による交流人口の増加及び小売業等の消費拡大による地域経済の発展。</p>	市
		<p>合宿等誘致推進事業費補助金 「具体的な事業内容」 日置市内の宿泊施設で5人以上の合宿等を行った団体に対し、補助金を交付する。 「事業の必要性」 合宿等の誘致によるスポーツ及び文化を通じた観光の振興のため。 「見込まれる事業効果等」 スポーツ及び文化を通じた観光の振興による地域活性化。</p>	市

4 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間
過疎地域全域（東市来地域・日吉地域・吹上地域）	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「第3章 産業の振興」内の「2 その対策」及び「3 計画」のとおり

5 公共施設等総合管理計画等との整合

土木系公共施設は、市民生活に必要不可欠な重要な施設であるため、長寿命化の推進によるライフサイクルコストの低減及び施設管理の効率化によるコスト削減を推進する。

計画に記載された公共施設等の整備は、日置市公共施設等総合管理計画等の基本方針に基づき整合性を図りながら適切に実施する。

第4章 地域における情報化

1 現況と問題点

本市の情報基盤については、令和2年度の高度無線環境整備推進事業にて、市内全域の光ファイバー網の整備を行い、すべての学校のG I G Aスクールの環境整備や、地区公民館等の公共施設のW i - F i環境の整備を行ったことで、市民が容易にインターネットを活用できる環境が整ったところである。

市内においては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスクに対応して、テレワークやオンライン会議等の環境整備に取り組んでいるが、今後は、デジタル庁発足に伴う行政のデジタル化が加速することが想定されていることから、本市においても更なる自治体D Xの推進を図る必要がある。

2 その対策

情報インフラ整備が完了していることから、今後、さらに市民ニーズの多様化に対応すべく、自治体D Xの推進によって、マイナンバーカードの活用や電子申請、電子決済の導入などの行政のI T化を図り、行政手続きのオンライン化やキャッシュレス決済等の市民生活の利便性向上に向けた環境の構築を行い、サービスの適時適切な利活用を図る。併せて、情報・通信技術についての教育や事業者等の情報化投資に対する支援などを進め、I C Tの活用を促進する。

第5章 交通施設の整備及び交通手段の確保

1 現況と問題点

(1) 道路・橋梁

国道については、3号及び270号とも全線改良舗装が完了しているが、一部歩道が整備されていない箇所があり、歩行者の安全確保のために自転車・歩行者道の設置が必要である。また、台風や豪雨時に冠水により通行不能となる区間があることから、周辺住宅地や河川及び海岸の整備を考慮した対策も必要である。そのほか、県道や市道との交差点においては、右折車両の滞留により渋滞の要因となっている箇所もある。

主要地方道について、伊集院日吉線は、日吉地域と国道3号を接続する路線であり改良は進んでいるが、大型車両の通行量などが多いことから、引き続き改良舗装、歩道の設置などの整備を促進する必要がある。永吉入佐鹿兒島線は、国道270号から永吉商店街までの区間が未改良であり、通学路として危険な区間がある。谷山伊作線は、峠付近は冬場の路面凍結により通行規制が発生し、通勤・物流の障害となっている。さらに、鹿兒島市内から国道270号を経由して、国道3号へのバイパス的路線であり、依然として大型車の通行量が多い路線である。

一般県道については、養母長里線（野山坂工区）・山田湯之元停車場線（皆田工区）の早期改良が必要である。

市道については、住民生活や生産活動に直接かかわる生活道路として年次的に整備を進めているが、厳しい財政状況の中、地元からの要望に十分に対応できない状況にあり、優先順位や緊急性の高い箇所から順次、各種補助事業を活用しながら事業を推進している。維持管理については、地域と連携しながら、また、道路維持作業員などにより、快適で安全な道路環境維持に努めている。地域によっては、高齢化により共同作業が困難な状況もでてきており、今後の課題となっている。

農道・林道については、年次的に整備が進められているが、広域農道日置南部地区の開通に伴い、その効果を増進するため支線道路の整備を推進し、広域的な農道網を構築する必要がある。また、以前整備された農道・林道について、路面の劣化や橋梁の老朽化に伴う補修・補強を行い施設の長寿命化を図る必要がある。

橋梁については、過疎地域に 192橋、50年を経過する橋が87橋あり、今後急速に老朽化する橋梁に対して、適切な維持、管理を行う必要がある。

このほか、高規格幹線道路として南九州西回り自動車道の整備が進められており、市内には伊集院インターチェンジと美山インターチェンジが設置され供用されている。現在、伊集院インターチェンジ～美山インターチェンジ間の一部区間において4車線化に向け事業着手しており、本市過疎地域からのアクセスの向上が期待される。

(2) 交通手段の確保

本市の交通機関として、鉄道網では、JR鹿児島本線が東西に走っており、市内に伊集院駅、東市来駅及び湯之元駅の3駅を有しており、鹿児島市やいちき串木野市方面への通勤者や通学者などの重要な交通手段となっている。交通弱者等に対して、階段の昇り降りが非常に困難な状況であったため、伊集院駅の橋上駅化によるエレベーター設置、東市来駅の高架橋撤去における平面交差の設置によるバリアフリー対策を行った。湯之元駅についても、高架橋撤去における平面交差の設置によるバリアフリー対策を行うことで、全ての駅の利便性向上を図る。

バス路線では、主要幹線路線を民間バス事業者が運行しているが、採算が合わない廃止代替路線が多い現状である。特に過疎地域においては、公共交通による移動手段の確保が課題となっている。吹上地域では、コミュニティバスの運行回数や運行ルート等の利便性の問題があり、交通体系の見直しを行い、利便性の高いデマンド交通の乗合タクシーを平成23年度から導入した。その後、日吉地域は平成26年度、東市来地域は平成30年度に導入し、移動手段確保を行っている。

高齢者や通勤・通学者をはじめ、市民生活にとって欠かせない地域公共交通の維持と確保は、地域活性化の根幹となる問題であり、効率的で利便性の高い公共交通の確保と利用促進を図る必要がある。

2 その対策

(1) 道路・橋梁

地域間を結ぶ幹線道路や日常生活に最も密接にかかわる生活関連道路網や、観光資源を結ぶ効率的なネットワーク化をはじめ、農業や森林施業における効率化を図るため、人も車も安心・安全な道路網の整備が急務であり、国や県などの関係機関と連携し、交通の利便性や安全性の確保に努める。また、道路・橋梁等の長寿命化を図るための調査を実施しながら計画的な整備を進める。

さらに、鹿児島市と結ぶ幹線道路の整備を進め、通勤の利便性向上や観光・交流の促進を図る。

(2) 交通手段の確保

J R鹿児島本線は市民生活にとって、また、九州新幹線に伴う交流人口の増加も含めて、重要な交通機関であるため、沿線自治体と一体となってJ Rに利便性向上のための輸送力強化を求めていく。

市内交通網については、バス路線の拡充を交通事業者に要望していくとともに、市民生活に欠かせない移動手段を確保するため、コミュニティバスとデマンド型交通との連携による効率的で利便性の高い交通形態を確立していく。

また、公共交通を維持していくためには、市や交通事業者だけでなく、利用促進等、地域全体で取り組んでいくことが必要であり、地域に合った持続可能な公共交通の実現に向け、関係者と一体となって取り組んでいく。

3 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4. 交通施設の 整備及び交通 手段の確保	(1)市町村道 道路	湯之元福ヶ野線（改良・舗装） L=100m W=5.0m	市
		上床鍋ヶ原線（改良・舗装） L=330m W=5.0m	市
		長里湯之元線（改良・舗装） L=260m W=5.0m	市
		長里皆田線（改良・舗装） L=840m W=9.25m	市
		中伊作田鉦口線（改良・舗装） L=400m W=7.0m	市
		元湯堀内線（改良・舗装） L=60m W=5.5m	市
		向湯田上水流線（改良・舗装） L=200m W=4.0(5.0)m	市
		柿之迫江口線（改良・舗装） L=300m W=4.0(5.5)m	市
		湯之元浦田線（改良・舗装） L=1,000m W=5.5(7.0)m	市

橋りょう

山田坂之上線 (改良・舗装) L=300m W=4.0(5.0)m	市
長里川北線 (改良・舗装) L=900m W=4.0(5.0)m	市
毘沙門線 (改良・舗装) L=570m W=4.0(5.0)m	市
大牟田萩線 (改良・舗装) L=90m W=5.0(8.0)m	市
川口美山線 (改良・舗装) L=580m W=5.0m	市
芦原線 (防護柵工) L=75m W=7.0m	市
植木馬場線 (排水改良) L=130m W=6.5m	市
新橋熊須線 (舗装) L=140m W=7.0m	市
山下永吉線 (改良・舗装) L=250m W=4.0(5.0)m	市
坊野野添線 (改良・舗装) L=200m W=4.0(5.0)m	市
湯之元今木場線 (改良・舗装) L=1000m W=4.0(5.0)m	市
和田平鹿倉線 (改良・舗装) L=1000m W=4.0(7.0)m	市
和田湯之元線 (改良・舗装) L=100m W=4.0(5.0)m	市
花熟里松潟線 (改良・舗装) L=120m W=4.0(7.5)m	市
坂下線 (改良・舗装) L=260m W=4.0(5.0)m	市
下田尻多宝寺線 (改良・舗装) L=230m W=4.0(7.0)m	市
新町向江線 (改良・舗装) L=580m W=4.0(5.0)m	市
下馬場線 (改良・舗装) L=100m W=4.0(5.0)m	市
上与倉線 (改良・舗装) L=630m W=4.0(5.0)m	市
印口松元線 (改良・舗装) L=800m W=4.0(5.0)m	市
長里皆田線・皆田橋 (橋梁修繕) L=25.5m w=11.7(12.7)m	市
麓城倉線・渡瀬橋 (橋梁修繕) L=25.5m w=11.7(12.7)m	市
皆田上野線・前田橋 (橋梁修繕) L=10.4m w=6.0(6.7)m	市
湯之元前田線・前田橋 (橋梁修繕) L=14.0m w=3.0(3.5)m	市
新川原湯神線・新川原橋 (補修設計・ 修繕) L=8.6m w=4.3(3.7)m	市
向湯田湯田原線・あいら橋 (補修設 計・撤去) L=7.2m w=3.0(3.0)m	市
堀内向湯田線・轟木橋 (補修設計・修 繕) L=30.6m w=16.0(16.8)m	市
今木場錫山線・三嶽田橋 (補修設計・ 撤去) L=7.5m w=3.0(3.6)m	市

	銚之原仕明線・唐滝橋（補修設計・修繕） L=11.7m w=3.8(4.3)m	市
	錫山線・今木場橋（補修設計・修繕） L=7.5m w=7.4(7.9)m	市
	北原線・宇都橋（補修設計・修繕） L=2.4m W=7.0m	市
	日當平線・日當平橋（補修設計・修繕） L=12.7m W=3.0m	市
(9) 過疎地域持続的発展特別事業		
公共交通	コミュニティバス運行事業 「具体的な事業内容」 コミュニティバスを運行事業者に委託して運行する。 「事業の必要性」 社会活動参加や移動手段の確保。 「見込まれる事業効果等」 交通空白地や不便地域の解消。	市
	廃止路線代替バス運行支援事業 「具体的な事業内容」 市内を運行する路線バスに補助金を交付し、市民の生活に必要な路線の確保・維持を図る。 「事業の必要性」 社会活動参加や移動手段の確保。 「見込まれる事業効果等」 交通空白地や不便地域の解消。	市
	乗合タクシー運行事業 「具体的な事業内容」 コミュニティバスで補えない交通不便地域と市街地域との間を、委託先の乗合タクシーを公共交通機関として運行する。 「事業の必要性」 交通不便地域の市民の日常生活に必要な交通手段を確保するため。 「見込まれる事業効果等」 交通空白地や不便地域の解消。	市
	乗合送迎サービス「ひお吉号」運行事業 「具体的な事業内容」 市内7エリアでAIオンデマンドシステムによる乗合送迎サービスを運行。市内タクシー事業者6社及び㈱アイシンに業務委託。 「事業の必要性」 今後迎える免許返納者のピーク（10年後）に備えるもので、効率的な予約・運行体制を目指すもの。 「見込まれる事業効果」 効率的で利便性の高い地域交通としての確立を目指す。	地域公共交通会議
(10) その他	狭あい道路等整備促進事業 皆田東地区（改良舗装）L=340m、W=4.0m	市
	狭あい道路等整備促進事業 皆田東2地区（改良舗装）	市

		L=290m、W=4.0m	
		狭あい道路等整備促進事業 城之町地区（改良舗装）L=206m、W=4.0m	市
		狭あい道路等整備促進事業 諏訪原地区（改良舗装）L=400m、W=4.0m	市
		狭あい道路等整備促進事業 南宮内地区（改良舗装）L=430m、W=4.0m	市

4 公共施設等総合管理計画等との整合

土木系公共施設は、市民生活に必要な重要な施設であるため、長寿命化の推進によるライフサイクルコストの低減及び施設管理の効率化によるコスト削減を推進する。橋りょうについては、橋りょう長寿命化計画の方針に基づいて整備を進める。

計画に記載された公共施設等の整備は、日置市公共施設等総合管理計画等の基本方針に基づき整合性を図りながら適切に実施する。

第6章 生活環境の整備

1 現況と問題点

(1) 水道

本市過疎地域の水道の普及率は、97.3%（令和元年度末）と、現在では、市民の生活や社会経済活動を支えるライフラインとして、必要不可欠なものとなっている。

一方、水道は、人口減少に伴う料金収入の減少、水道施設の老朽化による更新需要の増加、深刻化する人材不足等、様々な課題に直面している。加えて、平成28年度熊本地震や令和2年7月豪雨による球磨川氾濫等の大規模災害が頻発しており、このような災害に備えることも求められている。

(2) ごみ処理

ごみ処理問題については、資源の消費を抑え、排出された廃棄物をできるだけ資源として適正に利用し、環境への負荷を少なくする循環型社会を形成することが求められる。これまで生ごみ回収事業や、分別収集によるリサイクルを推進してきたが、より積極的、主体的にごみを分別し、減量化と再資源化に取り組む必要がある。

ごみ処理施設については、リサイクル施設、焼却施設、溶融施設及び最終処分場を備えた日置市クリーン・リサイクルセンターの適切な維持管理を施しながらごみ処理に取り組んでいるが、施設の老朽化によるごみ処理機能の低下が懸念され、将来にわたり安心・安全かつ安定した廃棄物処理を行うため、他市と連携した新たな施設整備に取り組む必要がある。

(3) し尿処理及び生活排水処理

生活排水処理については、浄化槽設置を基本に、一部地区で農業集落排

水事業を導入している。浄化槽による水の浄化は、家庭での文化的な生活を享受する目的だけでなく、河川の浄化を目指す視点からも大きく貢献しているが、住宅密集地など浄化槽設置が困難な地区もあることから、総合的な生活排水処理対策が求められている。また、農業集落排水施設については、供給開始から20年が経過し、施設の修繕・更新等に多額の費用が見込まれている。しかし、処理区域内人口の大幅な減少等から、使用料収入も大きく減少し、将来に向けた財政基盤強化が喫緊の課題となっている。

(4) 消防施設・防災

消防業務は、日置市消防本部で行っている。本市過疎地域には、東市来地域と吹上地域に分遣所が設置され、消防団が各地域に組織されている。

救急出動については、過疎化が進む反面、高齢化の進展により毎年増加傾向にある。救命率向上のため、人的機動力の育成、迅速・適切な処置とAEDを使用した心肺蘇生法など応急手当のさらなる普及・啓発を行うことが課題である。

日置市管内は、山間部が多い地理的条件から消火・防火活動は極めて困難な状況であり、消防団においては、少子高齢化による若年層の減少から消防団員不足が深刻であり、今後も団員確保には行政及び地域の協力が不可欠である。

また、消防団員の勤務先が日置市外の遠方にあることなどから、昼間の消火活動に支障を来している現状もあり、火災を出さないまちづくりを推進するため、正確で迅速な情報伝達体制の整備推進とともに、自主防災組織などの育成により、「自助・共助」による市民の防災意識向上、地域防災力強化を推進することが課題である。

消防資機材については、年次的に整備してきているが、機動力の強化のための消防ポンプ自動車、救急自動車、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプなど、消防力の向上を図ることが必要になってくる。

原子力防災については、複合災害に備えた避難計画、交通渋滞対策、避難所運営計画、避難行動要支援者の支援体制を充実し、実効性のある対策を行う必要がある。

(5) 公営住宅

本市過疎地域の公営住宅は、655戸（令和2年度末）整備されており、うち木造住宅が210戸、非木造住宅が445戸となっている。

これらの住宅の中には、老朽化とともに設備が現代の生活様式に合わないなど、若い世代のニーズを満たせなくなっているものがあり、建替えや設備の改善、適切な維持管理が必要となっている。また、高齢者向けの福祉対応や若年世帯向けの子育て支援など、ニーズが多様化しているため、これらの変化に対応できるよう、多様な世帯への適切な水準の公営住宅供給を総合的に進めることが課題となっている。

(6) 都市計画

本市過疎地域内での都市計画区域は、東市来地域と吹上地域にそれぞれ1箇所指定されている。このうち、東市来地域の都市計画区域では湯之元第一地区土地区画整理事業が実施されている。

国道3号を中心とした湯之元市街地は、湯之元温泉街やJR湯之元駅などが立地する東市来地域の中心地であるが、建物の老朽化や密集、道路網の未整備など、災害等危険性の高い密集地である。

この市街地は、市内外からの来訪者が多く、東市来地域の顔ともなる場であることから、土地区画整理事業により、居住環境や公園・道路網など利便性と安全性が確保された市街地整備を図り、安全で安心なまちづくりの推進が必要である。さらに、河川改修による災害防止、自然との共生を図るための親水空間の整備を含めた河川改修が必要である。

2 その対策

(1) 水道

水道は、生活する上で必要不可欠なインフラであるため、今後も「水質管理体制の充実（安全）」、「災害に強い水道施設の構築（強靱）」、「健全な財政基盤の維持・向上（持続）」など、将来にわたり安全・安心をつなぐ事業経営を目指す。

水道未普及地域についても、適切な飲用水供給施設等の整備及び維持修繕を行う。

(2) ごみ処理

ごみ処理については、分別収集の徹底によるごみ排出量の削減に努めるとともに、生ごみ回収事業による家庭からの生ごみを堆肥化する地域内での「食の循環」機能を向上させ、廃棄物の再資源化を推進する。

南薩地区衛生管理組合の（仮称）南薩地区新クリーンセンター建設に取り組むことにより、将来にわたり安心・安全かつ安定した廃棄物処理が図られる。また、現日置市クリーン・リサイクルセンターについては適切な維持管理を行い、安全で効率的な運転に努める。

(3) し尿処理及び生活排水処理

持続可能な農業集落排水事業を実現するためには、常に投資と財源のバランスを意識し、更なる経費削減を行うとともに、料金の適正化を検討する必要がある。

施設の更新費用の抑制・削減を図るため、更新予定の施設や設備は、スペックダウンの可否や既存施設の長寿命化を検討するほか、公共下水道施設や合併浄化槽設置の推進など、地域の状況に合わせた計画的な整備を行う。

し尿処理施設については、いちき串木野市・日置市衛生処理組合及び南薩地区衛生管理組合と協議しながら、施設の有効活用を図っていく。

(4) 消防施設・防災

災害時における消防隊員の活動能力の向上に努めるとともに、消防団員の確保に努め、消防団との連携・訓練を強化し、消防活動体制の充実を図る。併せて、消防車両や装備など資機材等の維持管理を図ることで、消防力の向上に取り組む。また、救命率向上につながる適切な処置と迅速な搬送、円滑な医療機関の受入体制の構築、AEDを使用した心肺蘇生法など応急手当のさらなる普及・啓発に取り組む。

安心・安全なまちづくりの実現に向けた総合的な防災、危機管理体制の整備及び充実を図るため、より実効性の高い地域防災計画の充実を図る。

災害発生時の情報伝達体制のさらなる推進に努め、自主防災組織のさらなる組織化、防災訓練の継続的な実施によって、「自助・共助」による市民の防災意識向上を図る。

原子力防災については、避難計画の実効性の向上に努め、継続的な訓練に取り組む。

(5) 公営住宅

公営住宅は、現在耐用年限を経過した住宅が多く、年次的に建替を計画しているが、整備が進まない状況にある。公営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な改善、維持管理を実施することで長寿命化を図り、また、人口減少の状況に応じた住宅供給に取り組む。

良好な住宅ストックの形成、高齢化社会等への対応、安心安全な住宅・住環境の整備を基本に施策として推進する。

(6) 都市計画

活気ある市街地形成に向けて、土地利用の動向などを的確に把握し、少子高齢化等予想される社会情勢や環境変化も踏まえながら、都市計画マスタープランの見直しを行い、魅力ある市街地づくりを計画的に推進する。特に観光・交流の拠点となる地区については、本市の観光イメージにあった街並み整備等を進める。

また、既存の市街地整備とあわせ、道路整備や住宅・宅地開発により発展が期待される地域については、新たな商業集積を含めた新市街地の形成に向けて取組を進める。

3 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5. 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	配水池対策事業	市
		配水管布設替事業	市
		水源地・浄水場等施設整備事業	市

その他	遠方監視システム整備事業	市
	水道未普及地域解消事業	市
(2) 下水処理施設 農村集落排水施設	農業集落排水設備整備事業	市
(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	新クリーンセンター施設整備事業	組合
(5) 消防施設	水槽付消防ポンプ自動車（北分遣所）	市
	高規格救急自動車購入	市
	小型動力ポンプ積載車購入	市
	消防ポンプ自動車購入	市
	小型動力ポンプ購入	市
(6) 公営住宅	温泉住宅建替事業	市
	住吉住宅建替事業	市
	西之宇都住宅改善事業	市
	キャナハイツ湯之元改善事業	市
	南区住宅改善事業	市
	緑ヶ丘住宅改善事業	市
	中原住宅改善事業	市
(7) 過疎地域持続的発展特別事業 環境	一般廃棄物収集業務委託事業 「具体的な事業内容」 一般廃棄物の収集運搬業務を委託する。 「事業の必要性」 リサイクル、リユース等に取り組み、循環型社会を形成するため。 「見込まれる事業効果等」 循環型社会の形成及びCO2削減等豊かな自然環境の保全。	市
	再生資源回収奨励事業 「具体的な事業内容」 再生資源の回収活動をする市民団体に対して奨励金を交付する。 「事業の必要性」 資源ごみを再利用・再生利用する目的で回収に取り組み、循環型社会の形成を目指すため。 「見込まれる事業効果等」 環境にやさしい循環型社会の形成を目指す意識の醸成。	市
	し尿収集運搬業務事業 「具体的な事業内容」 し尿収集運搬業務を委託する。 「事業の必要性」	

		生活排水等による河川・海域の水質汚濁防止のため。 「見込まれる事業効果等」 生活環境の保全及び公衆衛生の向上。	市
	(8)その他	湯之元第一地区土地区画整理事業	市

4 公共施設等総合管理計画等との整合

(1) 建物系公共施設

保有総数の縮小により将来更新負担額を軽減していく。今後も維持管理していく施設については、長寿命化の推進によるライフサイクルコストの低減及び施設管理の効率化によるコスト削減を推進する。公営住宅については、公営住宅等長寿命化計画を作成しており、その方向性に沿って長寿命化を進めていく。

計画に記載された公共施設等の整備は、日置市公共施設等総合管理計画等の基本方針に基づき整合性を図りながら適切に実施する。

(2) 企業会計施設

上下水道は、生命や生活、都市基盤を支える重要なインフラであることを踏まえ、豪雨や地震、事故などの緊急時においても、生活の確保や都市機能の早期復旧が一体的に行えるように努める。水道施設については、水道ビジョンの方針に沿って整備を進めていく。

また、引き続き効率的経営の推進と適正な受益者負担による経営基盤の強化に努めるとともに、市民サービスの更なる向上、計画的な施設更新、環境対策を積極的に推進する。

計画に記載された公共施設等の整備は、日置市公共施設等総合管理計画等の基本方針に基づき整合性を図りながら適切に実施する。

第7章 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点

(1) 子育て環境の確保

子育て環境について、これまで日置市子ども・子育て支援事業計画に基づき、関係機関が連携して子育てに関する各種相談指導、情報提供等を行い、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組んできた。今後、社会構造や家族形態の変化に柔軟に対応しうる多様な相談体制を、各専門機関や地域と緊密につながりながら構築していく必要がある。

また、育児環境の変化による育児不安の増大や母親等の就労世帯の増加に伴い、多彩な子育てニーズに対応するため、「子ども・子育て支援制度」のもと、幼児教育・保育の無償化による負担の軽減と、地域のさまざまな子育て支援サービスの量の確保や質の向上を図る必要がある。

さらに、子どもの健康の保持、子育て、不妊等に対する経済的負担の軽

減のため経済的支援を継続して進める必要がある。

(2) 高齢者等の保健の向上及び増進

本市過疎地域の高齢者数は 9,387人（平成27年国勢調査）で、過疎地域総人口24,656人に対する高齢化率は38.1%となっており、過疎地域総人口に占める高齢者数の増加と高齢化率の上昇の傾向が続いている。

また、高齢夫婦世帯やひとり暮らしの高齢者が増加する傾向にある。

健康づくりは、市民が安心して暮らす上で最も重要な課題となっている。

また、『元気な市民づくり運動』推進計画に基づく「生涯現役で豊かな人生を過ごす」という目標（目指す姿）に向かって、行政と市民が地域に密着した保健推進体制の構築が求められている。

生涯を通して健康に過ごすことができるように各地域の保健センターや地区公民館等で、健康相談、健康診査、健康教室などの保健事業が展開されている。さらに、市民一人ひとりが健康意識を高め、自主的に健康づくりに取り組むために、身近な地区公民館や自治会を中心とした健康づくり活動を今後も積極的に展開していくことが必要である。

運動不足の解消と同時に、健康に重大な影響を及ぼす食生活の改善につながる意識づけや情報提供に取り組むとともに、心の健康リスクを抱えた方に対しては、早期発見と必要な支援につなげられる体制づくりを進めていく必要がある。

また、疾病予防、早期発見・早期治療を図る上では、生活習慣の改善、特定健診及び特定保健指導の受診率の向上とフォロー強化が必要不可欠である。

なお、地域の実情に応じた受診しやすい健診や参加しやすい健康教室等の体制づくりが求められる。

(3) 高齢者等の福祉の向上及び増進

本市の要介護（要支援）認定率は約18%となっており、医療・福祉・介護のニーズは増加すると見込まれている。

また、認知症高齢者の増加が予想されることから、認知症に対する支援体制の整備も喫緊の課題である。

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、また、介護が必要な状態になっても可能な限り安心して自立した生活ができるように、地域で支え合う環境づくりや、保健・福祉・医療サービスの連携による総合的な支援体制を構築していく必要がある。

高齢者の介護予防や生きがいづくりについては、高齢者がこれまで培ってきた経験や知識を生かし、生きがいをもって健康づくりや社会参加できるまちづくりを進めるとともに、地域全体が、高齢者を支える仕組みづくりを継続して進めていく必要がある。

(4) その他の保健及び福祉の向上及び増進

障がい福祉については、障がい福祉サービスを利用できる対象が拡大されており、対象者に応じたサービス等利用計画の作成や相談支援体制の充実等、よりきめ細かい支援が必要になってきている。

また、発達が気になる児童の支援については、関係機関と連携しながら巡回支援等を通して早期発見、早期支援を図る必要がある。

生活に困っている世帯については、高齢化や疾病、離婚等により生活上の不安や困難に陥っていることが多く、自立が困難な状況にある。生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、相談機能を充実し、個々の状況に応じた支援を行うため、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の適切な運用を進め、生活困難要因の解消や軽減に努めることで、低所得者の自立を図る必要がある。

2 その対策

(1) 子育て環境の確保

市民、保育園、認定こども園、幼稚園、認可外施設（認可外保育施設）、学校、医療機関、各種団体、事業者、行政など関係機関が連携し、地域が一体的に子育て支援に取り組む。

また、子育て家庭のニーズによる子育て支援策の充実や、今後見込まれる保育量や保育ニーズを把握し多様な保育サービスの提供に取り組む。

経済的負担の軽減のため、不妊治療費の一部助成や子ども医療費の助成等に引き続き取り組み、安心して子育てしやすい環境づくりに努める。

多様化する相談内容に対して広範に対応できるよう、日置市子育て世代包括支援センター「チャイまる」を核として、日置市子ども支援センターや地域子育て支援センターと連携して、相談体制の強化に取り組む。

(2) 高齢者等の保健の向上及び増進

保健については、保健・医療・福祉に関するネットワークの推進を図るとともに、専門的な人材の確保に努め、保健推進体制を強化する。

また、各ライフステージに応じた保健事業については、地域保健センターを中心に、地区公民館等地域に密着した形で展開し、あらゆる年代層が参加したくなるような、健康づくりのための運動メニューを提供する。

市民の健康づくりについては、地域が主体的に、健康づくり活動に取り組めるよう、保健推進員等と一体となって活動を支援し、住民自らの健康づくり活動が展開できるよう人材育成、地区組織の構築・環境整備などを支援する。特に各地区公民館で『元気な市民づくり運動』が推進できるよう支援に努める。

市民が食に関する豊富な知識を持つとともに、適切な判断力を養い、健全な食生活を継続することで、生涯に渡って心身の健康の増進を図ることができるよう、食についての様々な情報提供を行い、指導員の養成を継続的に実施する。

心の健康づくりを推進するため、関係課や相談機関とも連携を取りながら、普及啓発や相談体制の充実を図る。

各種検診受診率向上、フォローの徹底等による疾病予防と疾病の早期発見・早期治療を図る。

(3) 高齢者等の福祉の向上及び増進

高齢者が住み慣れた地域で安心・安全な生活を維持できるよう、配食サービスなど食の自立支援事業に取り組み、高齢者緊急通報システム、地域の関係者とのネットワークの構築による相談体制や、認知症になっても自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、認知症に係る普及啓発や認知症カフェ等による居場所づくりの構築等を図る。

疾病等を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けていくために、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築や、地域包括支援センターを中核的な機関として、地域住民やボランティア、NPO法人、保健・医療・介護・福祉機関などとの相互連携による地域包括ケアシステムの構築と推進に取り組む。

また、介護予防事業を推進するとともに、「高齢者クラブ」、「いきいきサロン」、「筋ちゃん広場」等高齢者が気軽に集い、交流できる場の既存交流施設改修や環境づくり、社会参加の場づくりに取り組み、生きがいを醸成するとともに、高齢者が培った経験や能力を生かせるように、就労機会の提供や、高齢者が地域社会において積極的な役割を担うことができる場の提供にも努める。

(4) その他の保健及び福祉の向上及び増進

障がい福祉については、障がい福祉計画等のほか、各分野の関係機関による自立支援協議会の意見を踏まえながら、障がい者等が主体性をもって社会生活の中で自己決定できるように推進を図っていく。

生活に困っている世帯に対しては、生活保護制度による最低限度の生活の保障や、生活困窮者自立支援制度による支援計画に基づいた包括的な支援を行うことで、自分の力又は他の方法で生活できるようになるまで支えていく。

3 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6. 子育て環境の 確保並びに高齢 者等の保健及び 福祉の向上及び 増進	(3) 高齢者福祉施設 老人福祉センター	日吉老人福祉センター改修事業	市
	(8) 過疎地域持続的発展特 別事業 高齢者・障害者福祉	食の自立支援事業 「具体的な事業内容」 ひとり暮らしの高齢者や高	市

	<p>齢者夫婦で調理が困難な者に対して、定期的に居宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供する。</p> <p>「事業の必要性」 食生活の改善及び健康増進並びに安否確認による見守りを行うため。</p> <p>「見込まれる事業効果等」 高齢者の健康増進及び住み慣れた地域での安心した生活の継続。</p>	
	<p>高齢者見守りシステム事業</p> <p>「具体的な事業内容」 要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者が設置する緊急通報装置の設置に要する費用の一部を補助する。</p> <p>「事業の必要性」 緊急時等の適切な対応、日常生活相談、安否確認等を行うことができるため。</p> <p>「見込まれる事業効果等」 要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者の住み慣れた地域での安心した生活の継続。</p>	市
	<p>障害児保育事業</p> <p>「具体的な事業内容」 障がい児の受入れを行っている保育所等に対し障がい児2人の受入れにつき職員1人を配置する。</p> <p>「事業の必要性」 地域において、障がい児の適切な処遇を図るため。</p> <p>「見込まれる事業効果等」 住み慣れた地域において必要な保育を受けることができる。</p>	市

4 公共施設等総合管理計画等との整合

建物系公共施設については、保有総数の縮小により将来更新負担額を軽減していく。今後も維持管理していく施設については、長寿命化の推進によるライフサイクルコストの低減及び施設管理の効率化によるコスト削減を推進する。

保健・福祉施設は、民間によるサービス提供が可能な施設については、民営化を検討する。また、保健センター等については、利用状況の検証や施設間の調整を図り、施設の統廃合・複合化を検討する。比較的新しい施設については、施設の有効利用（売却用途変更等）について検討する。

計画に記載された公共施設等の整備は、日置市公共施設等総合管理計画等の方針に基づき整合性を図りながら適切に実施する。

第8章 医療の確保

1 現況と問題点

本市過疎地域の診療施設は、令和元年度で一般病院4施設、診療所20施設（施設内診療所を除く。）があるが、その大部分は各地域の中心部にあり、山間部における医療の確保が重要になっている。また、特定診療科目で不足する科目がある。

救急医療については、市医師会との業務協定による在宅当番医制度が機能しており、休日夜間の急患は、二次救急医療体制の共同利用型病院（鹿児島市医師会病院）が24時間体制で対応している。ドクターヘリでの搬送が可能となり、過疎地域の救急医療に期待されている。

2 その対策

医療については、各種検診受診率向上、健康診査、予防接種などの保健事業、フォローの徹底等による疾病予防と疾病の早期発見・早期治療を図るとともに、今後も患者のニーズに対応した体制整備に取り組み、地域住民の健康保持・増進を図っていく。

医療機関と連携を図りながら、疾病の重症化予防と治療中断の防止に取り組み、介護事業と連携しながら、いつでも安心して必要なサービスが受けられるように、健康の保持増進から病気の予防、診断、治療、リハビリテーションまでの包括的、総合的な保健・医療体制の充実に努める。

救急医療については、医師会や消防署など関係機関等との連携により、休日等の初期救急医療体制、二次救急医療体制の充実に努める。

第9章 教育の振興

1 現況と問題点

(1) 学校教育

本市過疎地域には令和3年度において、幼稚園1園（公立）、小学校9校（公立）、中学校3校（公立）、義務教育学校日吉学園（小中一貫校、公立）がある。

公立幼稚園については、再編計画など運営の在り方について「日置市立幼稚園運営検討委員会」を設置して協議を行い、答申に基づいて「日置市立幼稚園適正規模等基本方針」を制定している。幼児教育の充実に努めるため、早期の段階からの集団保育の場の提供や小学校との連携を図りつつ、保育ニーズの需給バランスや市内の保育所・幼稚園の現状と実態、公立施設の役割・意義を踏まえながら、今後の公立幼稚園の在り方を検討する必要がある。

小中学校については、校区における人口規模が異なることから学校規模の格差が大きい。そのため、一部の小学校では複式学級による教育を実施している。

そのような中、平成26年4月に、10年間の日置市小・中学校再編計画を策定し、「良好な教育環境の実現」に向け、地域等の合意形成を基本に学校再編を進め、平成30年度に日吉地域の小学校再編により日吉小学校を開校し、令和3年度には、日吉小学校と日吉中学校を再編し義務教育学校日吉学園が開校された。特色あるカリキュラムを導入し、9年間を通した連続性のある教育推進を図る。

学校規模の適正化は重要な取組であるとともに、安心・安全な学校づくりに向けては学校施設・整備の老朽化対策が課題である。令和3年に策定した日置市学校施設等長寿命化計画に基づき安心安全な学校施設とするため改修等を行う必要がある。設備についても整備拡充などを図る必要がある。

また、GIGAスクール構想により、児童生徒一人一台の端末をはじめ、学習支援ツールや大型提示装置等のICT環境が整備されたことにより、教職員一人ひとりが主体的・対話的で深い学びを実現しようとする意識、指導力の向上を図り、ICT機器を活用した思考力、判断力、表現力等を育てる授業づくりにさらに取り組む必要がある。

なお、新学習指導要領への対応をはじめとして、いじめ・不登校などへの対応、進路指導の充実、教育方法の改善等を図るために、幼（保）・小・中の校種間連携や学校・家庭・社会の連携をより一層深める必要がある。また、本地域においても安全確保を課題とし、通学時の児童生徒の安全を見守る体制整備が必要である。

東市来地域の東市来給食センターの老朽化が著しく、運営方法を含め、検討する必要がある。今後も各施設において、安心安全な学校給食を提供する施設、設備の充実を図る必要がある。

(2) 社会教育

本市過疎地域には、中央公民館3館、地区公民館21館、図書館3館がある。

生活様式の多様化や個人の価値観の変化、さらには元気な高齢者の増加に伴い、生きがいづくりや心の豊かさを求めるなど、市民の学習ニーズは多様化・高度化している。市民の心身両面の健康の保持・増進、生きがいづくりを支援するため、今後も指導員及びボランティアの育成とメニューの充実に努め、あらゆる年代層が身近に学べる機会を提供する必要がある。あわせて、健康増進に必要な食習慣の改善については、地域の素材や食文化を含めた講座等の推進を図る。

生涯スポーツについては、社会体育施設等の維持管理等により住民の競技力向上、健康増進や仲間づくりの場として利用促進を図るとともに、体育協会加盟競技部の大会開催によるスポーツ振興を図っている。

また、施設を利用したキャンプ及び合宿の誘致を推進し、交流人口による地域活性化に努めている。

各施設においては、利用者の安全を確保し、適切な維持管理に努めなが

ら、計画的な補修等を行っていく。

2 その対策

(1) 学校教育

幼児教育については、教職員研修の充実や幼稚園・小学校の連携により、教育内容の充実を図り、また、家庭や地域との連携による子育て支援における教育機能の充実を図る。さらに、「日置市立幼稚園適正規模等基本方針」に基づき、公立運営としての役割・意義を考慮した市立幼稚園の規模適正化により、小学校教育へ円滑につなげるための基盤を培う環境を整える。

小中学校については、少子化傾向にある現状を踏まえ、特認校制度の充実や、学校再編計画に基づき、保護者や地域住民の合意形成を前提に教育体制の見直しを通じた特色ある学校づくりの推進と、知徳体のバランスの取れた「風格ある教育」を引き続き実践し、本市の伝統・文化・環境を素材にした「ひおきふるさと教育」の取組を定着させ、小中連携を基盤にした小中一貫教育や、校種間の交流を深めた教育を推進する。

施設環境については、安全性及び機能性の維持を図るため、改修改築することにより教育環境の向上整備を図る。

I C T 端末機器整備により児童生徒一人ひとりの理解度や実態に応じた学習活動を行い、教職員向けの I C T 研修会を実施し、主体的・対話的な学びの視点からの授業改善により、基礎学力の定着や学力向上を図る。

児童生徒に対する相談体制については、子ども支援センターを中核とし各課との連携のもと、複雑・多様化した相談に対応できるよう充実を図る。

児童生徒の通学路の安全を確保することを目的に関係機関と連携し、通学路の安全点検や整備に努める。

安心安全な学校給食を提供するために、老朽化の著しい東市来学校給食センターの施設改修を実施し施設の長寿命化を図るとともに、調理器具等の更新に努め、栄養・衛生管理の徹底を図る。

(2) 社会教育

生涯学習については、公民館や図書館等の社会教育施設や学校、各種団体等が連携を強化し、学習者のニーズや社会の要請に応じた多様な学習プログラムの提供を行い、学習成果が十分に生かせるよう努めるとともに、社会教育、社会体育に携わる指導者や地域のリーダーを養成するとともに、その資質や能力を高める。

中央公民館及び地区公民館を拠点として、地域住民の学習ニーズに対応した各種講座や教室を開設する。特に高齢社会を迎え、高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした人生を過ごせるよう、健康づくりや食に関する講座を充実する。

生涯スポーツについては、総合型地域スポーツクラブの育成支援を行うとともに、子どもから高齢者まで幅広く参加できる体制づくりを進める。

社会教育、社会体育施設の老朽化の程度や配置状況を考慮し、耐用年数が過ぎ、大規模改修が必要となった社会体育施設については「市スポーツ審議会」において、今後の取り扱いを協議し、計画的な整備・改修を行う。各地域間での施設利用情報の共有による施設の有効活用に努め、スポーツキャンプの誘致等によるスポーツ観光の振興を推進する。

3 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8. 教育の振興	(1) 学校関連施設		
	校舎	校舎屋根外壁改修	市
	屋内運動場	屋内運動場屋根外壁改修	市
		屋内運動場内部改修	市
		屋内運動場照明改修	市
	給食施設	東市来学校給食センター改修（受変電施設、屋根防水、外壁改修）	市
		(2) 幼稚園	園舎改修
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業		
	生涯学習・スポーツ	成人教育事業 「具体的な事業内容」 子育て講座及び家庭教育学級の開設並びにPTA連絡協議会及び女性連絡協議会への支援。 「事業の必要性」 家庭や地域における教育力の向上のため。 「見込まれる事業効果等」 子どもたちの健全育成。	市
		青少年教育事業 「具体的な事業内容」 社会教育団体等へ運営及び事業実施に係る補助金を交付する。 「事業の必要性」 青少年の健全育成のための団体や各種事業支援が必要なため。 「見込まれる事業効果等」 青少年に様々な体験をさせることで、リーダーシップや国際感覚を身に付けさせる。	市
ふるさと学寮事業 「具体的な事業内容」 家庭を離れ、3泊4日の日程で宿泊先から学校へ通学する。 「事業の必要性」 異年齢集団による共同生活の体験により、家族の大切さへの気付きや人間性豊かな青少年育成を目指す必要があるため。		市	

		「見込まれる事業効果等」 青少年の自主性、協調性、忍耐力、 社会性等が培われる。	
		公民館学級・講座活動事業 「具体的な事業内容」 中央公民館・地区公民館における 生涯学習講座等を開設する。 「事業の必要性」 心身両面の健康の保持等のため、 あらゆる年代層が身近に学べる機会 を提供する必要があるため。 「見込まれる事業効果等」 身近な施設で学習機会を提供する ことにより、知識や技術の習得のほ か、生きがいがづくりにつながる。	市
		東市来・日吉・吹上地域体育協会事業 「具体的な事業内容」 市内のスポーツ団体の競技力向上 のために、各種大会や事業実施の経 費を助成する。 「事業の必要性」 各種大会開催や事業実施のため助 成が必要なため。 「見込まれる事業効果等」 市民の健康増進及び交流による地 域の活性化が図られる。	市
		九州・全国大会等開催運営補助事業 「具体的な事業内容」 九州・全国大会等を開催する団体 に対して開催運営補助金を交付する。 「事業の必要性」 開催運営に係る費用を補助するこ とで、市内の体育施設での大会誘致 を図るため。 「見込まれる事業効果等」 市内の体育施設の利用促進や交流 人口の増加が図られる。	市

4 公共施設等総合管理計画等との整合

建物系公共施設については、保有総数の縮小により将来更新負担額を軽減していく。今後も維持管理していく施設については、長寿命化の推進によるライフサイクルコストの低減及び施設管理の効率化によるコスト削減を推進する。学校教育系施設については、日置市学校施設等長寿命化計画において施設整備の方向性や優先順位等を設定することで、施設整備に要するライフサイクルコストの縮減を図る。

計画に記載された公共施設等の整備は、日置市公共施設等総合管理計画等の基本方針に基づき整合性を図りながら適切に実施する。

第10章 集落の整備

1 現況と問題点

合併当初、過疎地域内に 204集落あったが、相互の自主的な取組により統合が進み、115集落となった。各集落や地区公民館では自治意識のもとで、個々の実態に応じたコミュニティ活動が行われているが、地域によっては活動状況に格差が発生している。

今後、大半の集落でさらに高齢化と人口減少が続くと予想される中、その維持・存続が大きな課題であると同時に、高齢者の生活支援・見守りをはじめ、公共的課題が多様化し、社会的背景とも相まって地域社会における連帯意識の低下や自治会未加入などが地域力低下の要因となっている。

自治会は、地域自治の基礎をなすとともに、行政の補完的機能を長年担っており、市の広報・広聴や共生・協働のパートナーとして不可欠である。また、小学校区等を範囲とした地区公民館による、より広範な自治や協働による地域づくりや、安心・安全に暮らせるコミュニティ維持のために、市民、地域、事業者、団体、行政、NPO法人など多様な主体がパートナーシップを構築し、共生・協働によるまちづくりを推進していく必要がある。

2 その対策

自治活動を促進するために各種支援制度を創出し、その運営支援や集会施設等の整備を図りながら集落点検やリーダー研修等を通して、自治組織としての機能の維持・存続・活性化に一体となって取り組む。併せて、多様な主体が参加した組織による共生・協働によるまちづくりを推進する。

少子高齢化の進展により地域活動が困難になっていく集落については、地域の実情を踏まえながら、主体的な取組による自治会再編を技術的に支援する。

集落自らが取り組む先進的で継続性のある事業の支援を行いつつ、集落間連携のほか、その補完機関である地区公民館との事業的連携を強化し、協働による地域づくりを推進する。

地区による自治や地域づくりを促進し、その拠点となる地区集会施設等を既存施設の有効活用及び情報化により充実を図る。

3 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9. 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	自治会育成交付金交付事業 「具体的な事業内容」 自治会の運営体制づくりや	市

		<p>活動支援に資する交付金を交付する。</p> <p>「事業の必要性」 協働による地域づくりや安心安全に暮らせるコミュニティ維持のために必要。</p> <p>「見込まれる事業効果等」 自治会活動を持続可能なものとする体制整備等が図られる。</p>	
		<p>自治会公民館整備事業</p> <p>「具体的な事業内容」 地域の拠点である自治公民館の整備に対して支援を行う。</p> <p>「事業の必要性」 自治の推進及び地域の活性化を図るための拠点整備のため必要。</p> <p>「見込まれる事業効果等」 活動拠点を核として、自治の推進及び地域の活性化が醸成され、持続可能な活動となる。</p>	市
		<p>地区公民館活性化交付金事業</p> <p>「具体的な事業内容」 地区自治公民館の活性化を図る事業を、交付金により支援する。</p> <p>「事業の必要性」 地区の活性化や諸課題の解決のために支援が必要。</p> <p>「見込まれる事業効果等」 共生・協働による地域社会の実現と市民の主体的な地域づくりが推進される。</p>	市

第11章 地域文化の振興等

1 現況と問題点

地域文化は、歴史の営みのなかで自然環境や社会、生活を反映して育まれており、それぞれの地域には、特色ある伝統芸能等が根付いているほか、史跡等の文化財も地域住民によって保存・伝承されている。

文化芸術活動では、公共施設等を拠点として、様々な文化芸術に触れる機会の充実を図り、住民の自主的、主体的な活動の促進に取り組んでいるが、少子高齢化により伝統芸能の伝承者や文化財管理後継者の減少が課題となり、地域における文化継承が難しくなっている。

地域に根ざした伝統を継承し、発展させるとともに、子どもたちが豊かな心や感性を育むよう、文化・芸術に触れる機会を提供し、郷土教育を推進する必要がある。

2 その対策

地域に存在する伝統芸能や文化財等を核に、周辺環境を含めた文化的な空間を創出し、新たな交流や連携を生み出し、さらなる魅力向上に努めるとともに、地域に継承されている各種伝統芸能の存続を支援し、担い手育成に取り組む。

文化・芸術活動に取り組む個人・団体の活動を支援することで、地域における文化・芸術の振興を図る。また、市民の文化芸術活動に接する機会の拡充を図り、地域の文化力を高めることで、次代を担う子どもたちが芸術活動に直接触れ、感性を磨く機会を提供する。

3 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10. 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	文化財保護事業 「具体的な事業内容」 文化財の補修等に要する経費を支援する。 「事業の必要性」 文化財の適正な保存管理と活用のため支援が必要。 「見込まれる事業効果等」 文化財保護管理と地域住民の文化財に対する意識向上が図られる。	市
		伝統芸能等伝承活動事業 「具体的な事業内容」 民俗芸能等の団体等に交付金を交付する。 「事業の必要性」 民俗芸能等の伝承及び保存のために必要。 「見込まれる事業効果等」 事業を地域で伝承維持して後継者の育成が期待できる。	市
		文化事業（青少年劇場） 「具体的な事業内容」 市町村による青少年劇場（演劇）の業務委託を行う。 「事業の必要性」 文化や道徳意識等の醸成のため、演劇鑑賞や音楽鑑賞に触れる機会を提供する。 「見込まれる事業効果等」 青少年の文化意識の醸成につながり興味・関心・理解を深めることができる。	市

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

1 現況と問題点

本市は、雄大な日本三大砂丘の吹上浜をはじめ、山々に囲まれた豊かな自然があり、その多様な自然を有効に活用した再生可能エネルギーの推進を図る環境としては、資源が豊富な場所である。地域の事業者との連携により設立したエネルギー会社では、太陽光発電、水力発電及び風力発電の再生可能エネルギーの推進に取り組んでおり、特にコンパクトネットワーク構築事業においては、地産地消型のエネルギーを利用することで省エネルギー化や二酸化炭素削減の効果が得られている。

強い台風、集中豪雨、猛暑リスクの高まりなど、深刻な気象災害は今後も頻発することが予測されており、脱炭素社会実現への機運の高まりから、省エネルギー化の取組の推進、本市の地域資源を活用した再生可能エネルギーや地域の廃棄物等の循環資源を活用しながら、脱炭素型の持続可能な地域循環共生圏における地域づくりに転換を図っていく必要がある。

2 その対策

気候変動の緩和については、温室効果ガス排出抑制に向けた取組として、市民、事業者、行政等が一体となって省エネルギーの取組（無理のない節電や節水、エコドライブ、家電製品や自動車等のトップランナー基準対象機器の買換等）を推進する。

再生可能エネルギーについては、各事業者の参入において、地域住民や関係団体、利害関係者への影響を十分に考慮し、適切な説明と対応を求めながら、電力の地産地消の導入促進が図れるよう再生可能エネルギーの様々な取組の支援を行う。

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 現況と問題点

(1) 男女共同参画

性別にかかわらず誰もが社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担う男女共同参画社会の形成及び推進が必要である。市民一人ひとりの人権意識のさらなる高揚と、公平に機会を与えられ個性と能力を発揮できる社会の形成が必要である。

(2) 公共施設等のマネジメント

高度経済成長期からの急激な人口増加と社会変化により整備されてきた公共施設について老朽化による対応や、道路・橋梁、上下水道施設についても老朽化により更新・改修費用が増加することが予想される。

このような現状を踏まえて、公共施設等総合管理計画により長期的な視点をもって計画的に施設の更新・統廃合による集約化や複合化・長寿命化を行い、財政負担の軽減・平準化を目指す必要がある。

2 その対策

(1) 男女共同参画

日置市男女共同参画基本計画に基づき、誰もが互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮することができる仕組みづくりを、日置市男女共同参画推進審議会を中心に推進し、日常生活の気付きから市民の意識高揚を図る。

また、市では各種施策について男女共同参画の意識を持って取り組むとともに、審議会等あらゆる機会に対等な意見聴取の機会を構築する。

(2) 公共施設マネジメント

公共施設については、計画的な日常点検や法定点検、修繕周期表等に基づき、建物や設備の劣化、不具合を事前に把握し計画的に改修することで、予防保全型の管理を行い、財政負担の軽減・平準化を目指す。

公共施設個別管理計画に基づき点検を行い、利用状況の検証や施設間の調整等を図り、施設の統合による集約化、複合化を推進し、将来にわたり利活用の見込みが低い施設については廃止し処分を行う。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進及び人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	過疎地域移住定住促進事業	市	地域に定住者が増えることにより、当該地域の自治活動が活発化し、環境・コミュニティの維持が図れる。
		空き家改修事業	市	移住や定住を考えている方々が注目する空き家活用について、特に過疎地域には空き家が多い。空き家は放置されると防災上・環境上問題になるケースが多い。 本事業を実施することで、居住者が増えることとなり、当該地域の自治活動が活発化し、環境・コミュニティの維持が図れる。
		第2次ネオ日置建設事業	市	距離や時間の制約を受けず、自由に行き来できる「もうひとつの日置⇒ネオ日置」をメタバース上に構築し、世界中と交流できる場やEコマースなどの経済活動を行える場を整備することで、新たな関係人口の創出及び地域経済の活性化が図れる。
		ネオ日置とリアル日置「想い」の循環プロジェクト	市	メタバース上の「ネオ日置」とリアル「日置市」の双方で利用できる地域通貨アプリ「まちのコイン」の導入により、有機的なつながりを構築することで、仮想空間と現実世界の関係人口の循環が図れる。
		シン伝統文化継承事業「ネオ日置でツナグ無形・有形文化財プロジェクト」	市	「本市の歴史的背景に裏打ちされた伝統文化」の魅力を理解した関係人口は、関係の深化が見込めるため、伝統文化の新たな担い手・協力者となり、将来的には移住者や二地域居住者となることが期待できる。
	その他	地域学校協働活動推進員設置	市	地域と学校がパートナーシップに基づき双方向の関係を構築し、学校を核とした地域づくりにつながる。
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	新規創業者スタートアップ支援事業費補助金	市	創業のために要する負担の軽減を図ることにより創業の促進が図られ、産業の振興及び地域経済の活性化が期待できる。
		特定創業者支援事業費補助金	市	創業の実現に向けた支援を図ることにより創業の促進が図られ、産業の振興及び地域経済の活性化が期待できる。

		商品開発支援事業費補助金	市	販路拡大及び新規開拓等を目的に本市の特色を活かした商品開発を行う事業者を支援することにより、産業の振興及び地域経済の活性化が期待できる。
		商工業制度資金利子補給補助金	市	設備投資及び運転に係る制度資金借入者の利子に対して補助金を交付することにより、商工業者の経営の安定が期待できる。
	観光	商工業制度資金等信用保証料補助金	市	県中小企業制度資金の融資を受ける際に負担した保証料に対して補助金を交付することにより、商工業者の経営の安定が期待できる。
		観光PR武将隊プロジェクト	市	「戦国島津ゆかりの地」として日置市の認知度を向上し、観光による地域活性化を図り、多世代交流による関係人口の増加、誘客促進と地域経済の発展・活性化を狙う。
	その他	周遊バスツアー事業	市	旅行・観光関連従事者に向けたモニターツアーを行うことで、今後の観光バスツアーの増加や新たな観光資源の開発に繋げる。
		施設利用促進協会運営補助事業	市	スポーツ大会、合宿等の誘致により、交流人口の増加につなげ、宿泊や弁当、小売業等を始めとした消費拡大による地域経済の発展が見込まれる。
		合宿等誘致推進事業費補助金	市	合宿等を誘致することにより、スポーツ及び文化を通じた観光の振興が図られ、これにより地域の活性化が見込まれる。
4. 交通施設の整備及び交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	コミュニティバス運行事業	市	路線バスとコミュニティバスの双方が運行することにより、市民の社会活動参加の促進や移動手段の確保ができる。
		廃止路線代替バス運行支援事業	市	生活に必要な路線を確保・維持することにより、市民の社会活動参加や移動手段の確保を図ることが出来る。
		乗合タクシー運行事業	市	コミュニティバスで補えない交通不便地域に導入することにより、外出機会、移動手段の確保を図ることが出来る。
		乗合送迎サービス「ひお吉号」運行事業	地域公共交通会議	乗合送迎サービス「ひお吉号」が、利便性の高い地域交通として定着すれば、高齢者も安心して免許証の返納も進むと考える。

5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 環境	一般廃棄物収集業務委託事業	市	生ごみ回収や分別収集によるリサイクル・リユース等に取り組むことにより循環型社会を形成し、CO2削減等豊かな自然環境の保全につながる。
		再生資源回収補助事業	市	資源ごみを再利用・再生利用する目的での回収に取り組むことで、環境にやさしい循環型社会の形成を目指す意識の醸成が図られる。
		し尿収集運搬業務事業	市	生活排水等による河川・海域の水質汚濁を防止し、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上が図られる。
6. 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	食の自立支援事業	市	配食サービスの提供により、食生活の改善や健康増進が図られるとともに、定期的な訪問により、緊急時等の安心感が得られることで、住み慣れた地域で安心して生活していくことができる。
		高齢者見守りシステム事業	市	要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者が設置する緊急通報装置の設置に要する費用の一部を補助することで、住み慣れた地域で安心して生活していくことができる。
		障害児保育事業	市	障がい児の受け入れを行っている保育所等に対し、保育士の加配を行い障がい児の適切な処遇を図り、住み慣れた地域において必要な保育を受けることができる。
8. 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ	成人教育事業	市	子育て講座や家庭教育学級を開設し、家庭や地域における教育力が向上し、子どもたちの健全育成につながる。
		青少年教育事業	市	青少年に様々な体験をさせることで、リーダーシップや国際感覚を養うことができる。
		ふるさと学寮事業	市	家庭を離れ、異年齢集団により共同生活をするすることで、自主性、協調性、忍耐性、社会性等が培われる。
		公民館学級・講座活動事業	市	身近な施設で学習機会を提供することにより、知識や技術の習得のほか、地域での活動機会の確保、生きがいがづくりにつながる。
		東市来・日吉・吹上地域体育協会事業	市	スポーツ活動を通して、市民の健康増進及び交流人口による地域の活性化が図られる。

		九州・全国大会等開催運営補助事業	市	九州・全国大会等を開催する団体に対して開催運営補助を行い、市内の体育施設での大会誘致を図る。市内の体育施設の利用促進や交流人口の増加が図られる。
9. 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	自治会育成交付金交付事業	市	自治会の運営体制づくりや活動支援を行い、少子高齢化や人口減少が進む中で、自治会活動を持続可能なものとする体制整備等が図られる。
		自治会公民館整備事業	市	活動拠点整備支援を行い、自治の推進及び地域の活性化が醸成され、持続可能な活動となる。
		地区公民館活性化交付金事業	市	地区自治公民館の活性化を図る親睦融和や諸課題の解決を目的とする事業等に要する経費等の支援を行い、共生・協働による地域社会の実現と市民の主体的な地域づくりが推進される。
10. 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化財保護事業	市	地域の文化財保護管理と地域住民の文化財に対する意識向上が図られる。
		伝統芸能等伝承活動事業	市	地域に根付く伝統芸能を伝承維持し、将来に向けて伝承する後継者の育成が期待できる。
		文化事業（青少年劇場）	市	演劇、音楽鑑賞等の機会を通して、青少年の文化意識の醸成につながり興味・関心・理解を深めることができる。